
茨城県土砂等による土地の埋立て等の
規制に関する条例

埋立て等の手引き

茨城県県民生活環境部 廃棄物規制課

令和7年4月

目次

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例に基づく許可申請等 される皆様へ	…… 3
土地の埋立て等を実施する方への留意事項	…… 4
土砂等による土地の埋立て等に関する事業の流れ	…… 7
土砂等による土地の埋立て等の許可に係る手順フロー図	……10
土地の埋立て等の届出について	……11
「茨城県土砂等による土地の埋立て等に関する事前協議要領」の手続きについて	……21
土地の埋立て等許可申請書等作成要領	……26
土地の埋立て等の変更許可、届出、報告等	…… 44
（参考様式）土砂等譲渡証明書	…… 51
（参考様式）誓約書	…… 52
（参考様式）土地の埋立て等に係る土地使用同意書	…… 54

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 に基づく許可申請等をされる皆様へ

この条例は、土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積（以下「土地の埋立て等」という。）について、土地の埋立て等を行う者等の責務を明らかにするとともに、有害物質を含んだ土砂等を埋立てることによる土壌の汚染、粉じんの飛散や土砂等の流出による生活環境の保全上の支障等を防止することを目的として平成15年10月に制定され、平成16年4月から施行されているものであります。

この手引きは、土地の埋立て等を行おうとする皆様に、条例の内容をご理解いただけるよう、許可申請にあたっての留意事項、必要書類の作成要領等について解説したものです。

この手引きをご活用いただき、適正な土地の埋立て等を行われるようお願いいたします。

土地の埋立て等を実施する方への留意事項

1 土地の埋立て等の規制状況

茨城県内で土砂等による土地の埋立て等を行う場合、埋立て等区域の面積が 3,000 m²超 の場合は本条に基づく許可が、3,000 m²以下 の場合は市町村が定める同種条例に基づく許可が必要となる。

また、3,000 m²以下 の埋立て等であって市町村の許可を受ける必要がないものについては、公共事業等の一部の例外を除き、県への届出が必要となる。

面積		必要な手続き
<u>3,000 m²超</u>		本条例に基づく許可（※）
<u>3,000 m²以下</u>	市町村条例の許可対象	市町村条例に基づく許可
	市町村条例の許可対象外	本条例に基づく届出（※）

（※）公共事業として土地の埋立て等を行う場合や、いわゆる場内切り盛りのみで外部から土砂を持ち込まない埋立て等などは除く。

県条例の許可及び届出が必要ない埋立て等については 12 ページ参照。

2 土地の埋立て等の実施にあたって

この条例以外の法令で規制があるものについては、それぞれの法令の適用を受けることになり、許認可等が必要なものについては、併せて許認可等を取る必要がある。

- （1）土地の埋立て等を実施する区域（土地）の埋蔵文化財の有無について、市町村教育委員会に書面で確認すること。（埋蔵文化財がある場合は、その調査後の申請となる。）
- （2）土地の埋立て等を実施する区域（土地）内に、赤道や青道がある場合（公図で確認すること。）は、それが機能しているかどうか、埋めるために必要な措置はどうするのか等を市町村又は県土木事務所に確認すること。
- （3）土地の埋立て等を実施する土地が農地の場合は、農地転用（一時転用を含む。）の手続きが必要であるので、市町村農業委員会に確認すること。
- （4）土地の埋立て等を実施する土地が山林等の場合は、地域、面積等により必要な許可や届出が異なるため、市町村又は各農林事務所の森林法担当課に必要な手続きを確認すること。
- （5）現場事務所建設（仮設対応を含む。）については、建築確認を所掌する機関（市町村又は県央建築指導課又は各県民センターの建築指導課）に、規模、条件等を確認すること。
- （6）1,000 平方メートル以上の一時たい積事業（ストックヤード）は、粉じん発生施設に該当するため、大気汚染防止法の届出が必要である。

(7) 宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域において、土地の埋立て等を行う際は、盛土等の高さや面積等によって、盛土規制法の届出・許可を要する場合があるため、市町村又は各県民センターの盛土規制法担当課に確認すること。

(8) 上記のほか、次ページの別表や、事前協議要領様式第2号に記載する土地利用規制関係法令などで規制のあるものについては、それぞれの法令の適用を受けることになるので、関係行政機関に所要の手続きを行うこと（代表的な関係法令は、次ページの別表参照）。

(削除)

3 土地の埋立て等について

(1) 申請者・届出者について

許可申請・届出は、土地の使用する権原を有する者（埋立て等を伴う工事の発注者・施主）が行うものとし、埋立て等の工事を請け負った者が申請者・届出者となることはできない。

また、事前協議の協議者と許可申請者が異なることは認めない。

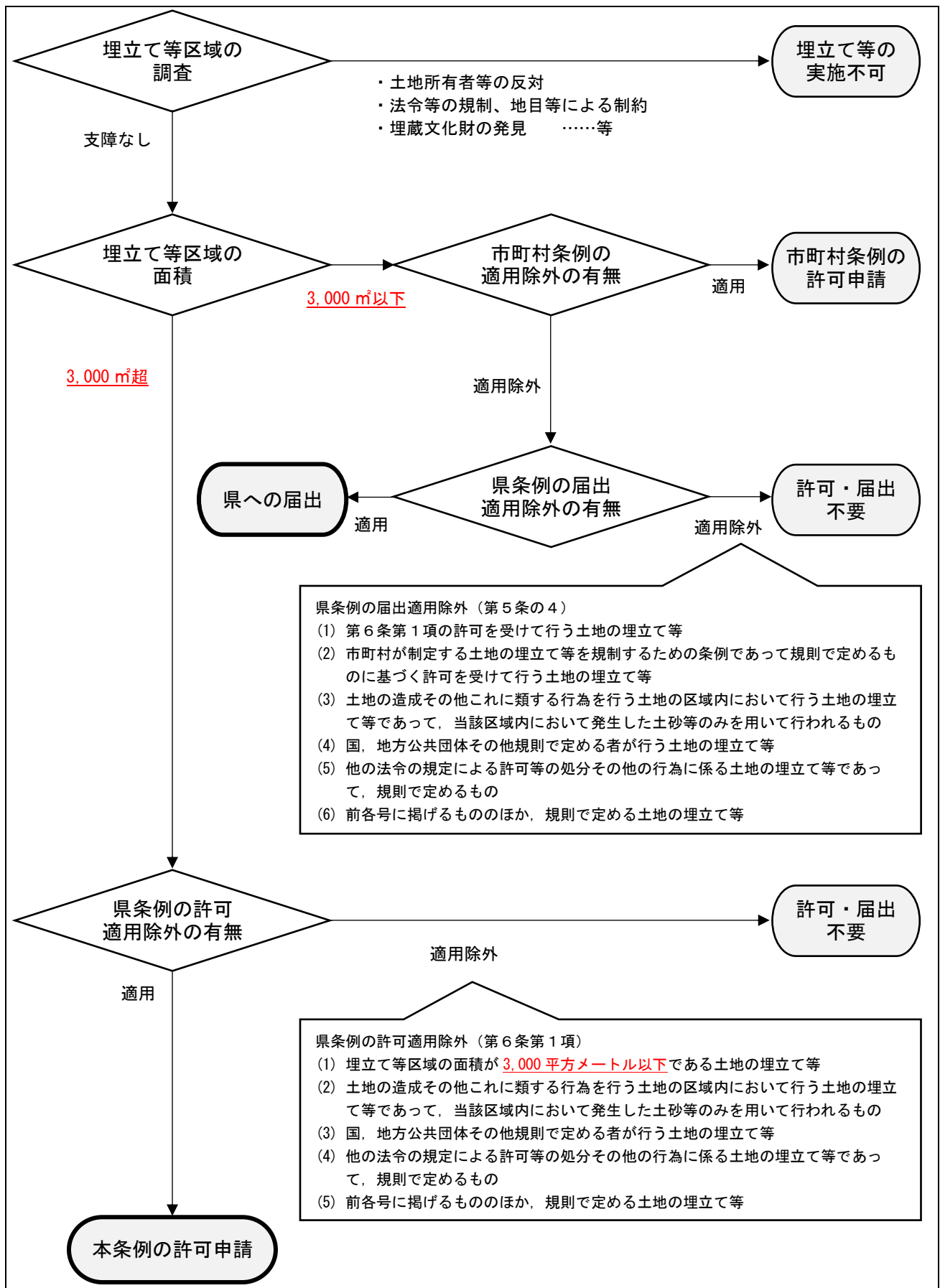
(2) 埋立て等区域、対象となる埋立て等について

- ① 埋立て等区域の面積については、実際に当該埋立て等の用に供する区域の面積をいい、保安区域、進入道路や現場事務所等は含まない。
- ② 外部から土砂等を持ち込んで埋立て等を行う区域は、緑地のための客土等の名目であっても埋立て等区域として許可又は届出の対象となる。
- ③ 開発行為や宅地造成等の事業を、切土・盛土で実施する場合であって、同じ造成区域内で発生した土砂等のみを用いて埋立て等をする区域と、当該造成区域以外で発生した土砂等を用いて埋立て等をする区域とを明確に区分して施工することができる場合、当該造成区域以外からの土砂等で埋立て等をする区域が対象となる。（たとえ土砂等の発生元が隣接地でも許可対象となる。）
- ④ 埋立て等区域が、変更により 3,000 m²超となった場合は、その時点で県条例の許可が必要となることから、3,000 m²超の埋立て等を計画した段階で、手続きについて確認する必要がある。
また、県条例の許可については、市町村条例の完了等確認を得た後となる。

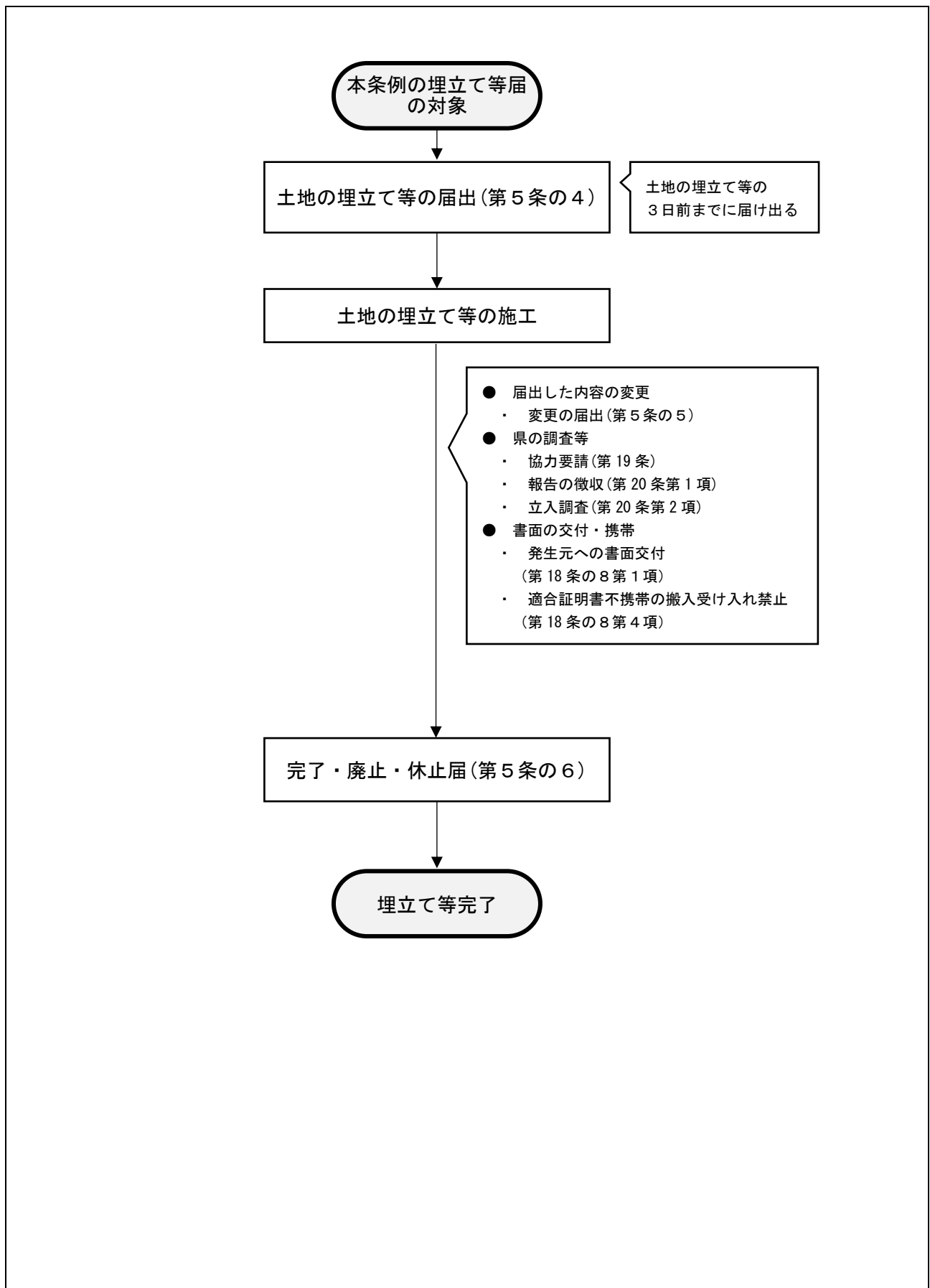
別表・・・代表的な関係法令

- 1 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2の規定による許可を要する開発行為並びに同法第31条、第34条第2項及び第44条において準用する第34条第2項の規定による保安林予定森林、保安林及び保安施設地区における許可を要する行為
- 2 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定による許可を要する行為
- 3 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条及び第30条の規定による許可を要する行為
- 4 砂防法（明治30年法律第29号）第4条第1項の規定により砂防指定地における許可を要する行為
- 5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第7項の規定による特別保護地区の区域内における許可を要する行為
- 6 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条第1項の規定による漁港区域内の水域または公共空地における許可を要する行為
- 7 港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第1項の規定による港湾区域内及び港湾隣接地域内における許可を要する行為
- 8 道路法（昭和27年法律第180号）第24条の規定による道路管理者以外の者が行う工事についての承認を要する行為、同法第32条第1項の規定による道路の占用の許可及び同法第91条第1項の規定による道路予定区域における許可を要する行為
- 9 都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第1項の規定による都市公園内における占用の許可を要する行為
- 10 海岸法（昭和31年法律第101号）第7条第1項及び第8条第1項の規定による海岸保全区域内における許可を要する行為
- 11 自然公園法（昭和32年法律第161号）第13条第3項の規定による特別地域内及び第14条第3項の規定による特別保護地域内における許可を要する行為
- 12 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第18条第1項の規定による地すべり防止区域内における許可を要する行為
- 13 河川法（昭和39年法律第167号）第24条の規定による河川区域内の土地の占用の許可を要する行為並びに同法第27条第1項、第55条第1項、第57条第1項及び第58条の4第1項の規定による河川区域内の土地、河川保全区域内、河川予定地及び河川保全立体区域内における許可を要する行為
- 14 都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業及び同法第66条第1項の規定による施行地域内における許可を要する行為
- 15 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条第1項の規定による急傾斜地崩壊危険区域内における許可を要する行為
- 16 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可を要する行為並びに農地の埋立て等に関する農地法上の取扱いについて（平成3年4月1日付け農管第600号茨城県農地部長通知）による届出を要する行為
- 17 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第15条の15第1項の規定による農用地区域内における許可を要する行為
- 18 都市緑地保全法（昭和48年法律第72号）第5条第1項の規定による緑地保全地区内における許可を要する行為
- 19 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第8条第1項の規定による生産緑地地区内における許可を要する行為

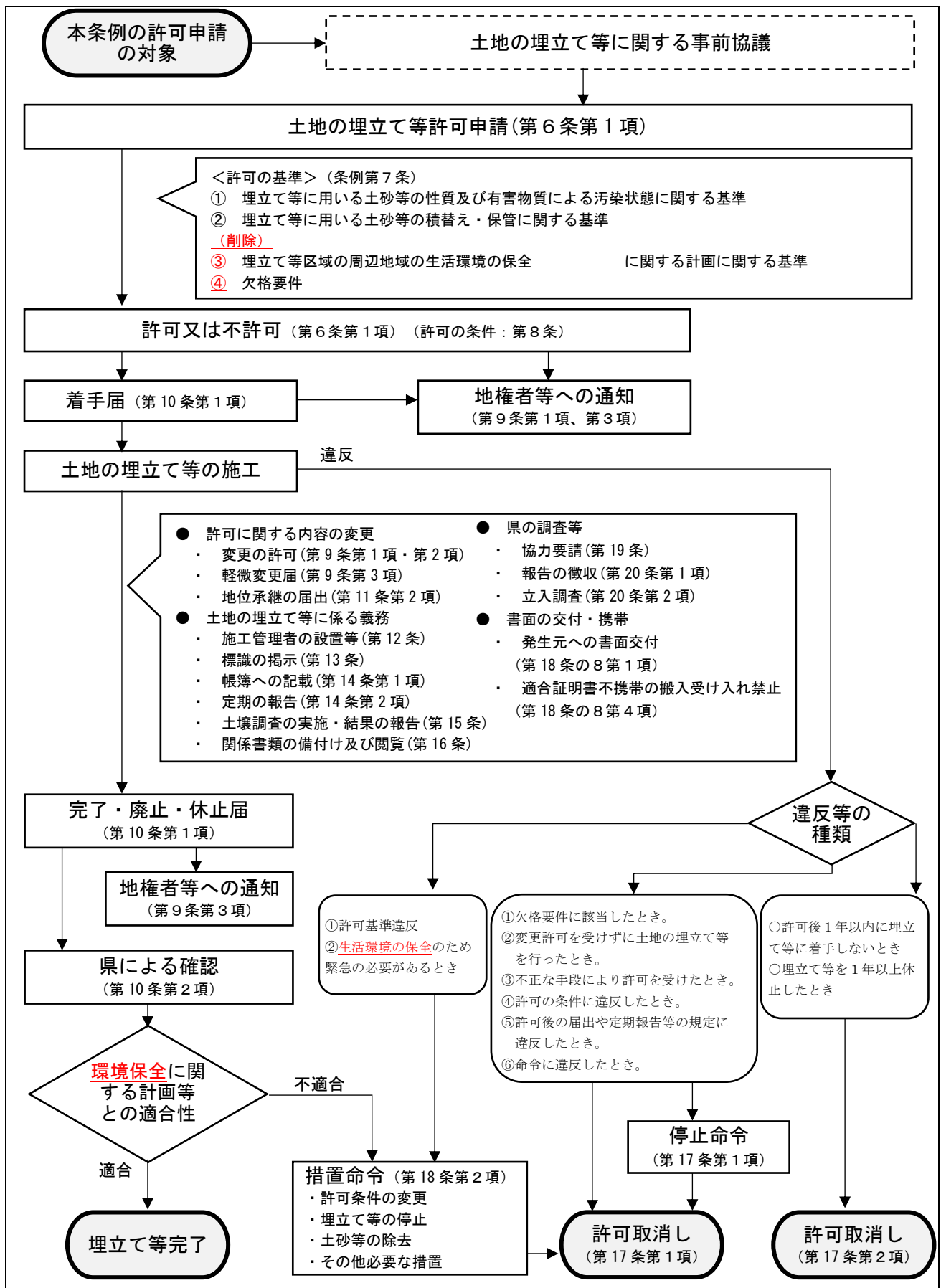
土砂等による土地の埋立て等に関する事業の流れ



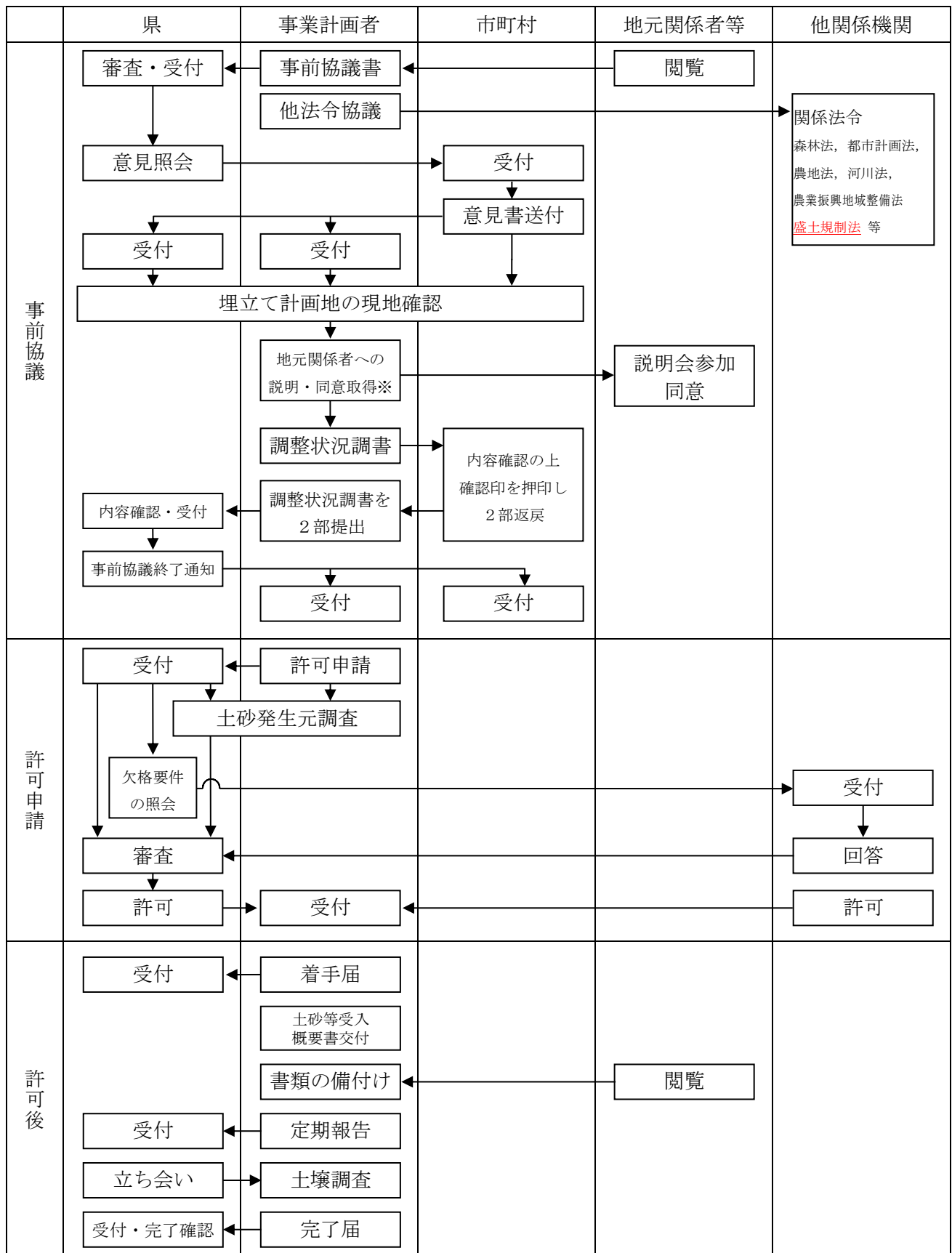
土砂等による土地の埋立て等の届出の流れ



土砂等による土地の埋立て等の許可の流れ



土砂等による土地の埋立て等の許可に係る手続フロー図



※ 県・市町村の担当課に事前相談をせずに地元調整を行った場合、再度地元調整が必要となることがあるので留意すること。

土地の埋立て等の届出について

1 届出に係る土地の埋立て等の注意事項

(1) 届出の対象となる土地の埋立て等について

- 3,000 m²以下の土地の埋立て等であって市町村条例に基づく埋立て等の許可を受ける必要がないものが、本届出の対象となる（公共事業等の一部の例外を除く。詳しくは「2 届出が不要な土地の埋立て等について」を参照。）。
- 農地法、都市計画法等の他法令に基づく許可を受けた場合であっても、埋立て等の規制に関する条例に基づく許可を受けていない場合、本届出の対象となる。
- 市町村が定める埋立て等の規制に関する条例に基づき市町村へ届出をした場合であっても、本届出の対象となる。
- 砕石や再生砕石等の土砂等に該当しない資材や、袋詰めで販売されている土砂（園芸用土等）のみを使用する場合、本条例に基づく届出等の手続きは不要である。

(2) 届出書作成上の留意点

- 届出書は、土地の埋立て等を開始する日の3日前（中2日以上・必着）までに提出すること。
なお、埋立て等に際し他法令の許可等を要する場合、埋立て等の届出前に他法令の手続きを行っても、本条例上差し支えない。
- 提出部数は1部とする。届出者の控えが必要な場合は、別途用意すること。
また、郵送で提出する場合であって、受付印を押印した控えの返送を希望する場合、控え及び切手を貼付した返信用封筒を同封して提出すること。
- 届出書に押印や添付書類は必要ない。ただし、地権者等を届出書に記載しきれない場合には、「別紙のとおり」と記入し、地権者等の一覧表を添付すること。
- 届出後、届出書に記載の埋立て等を開始する日が到来すれば、県からの応答が無くても埋立て等を行うことができる（届出の受領書等は発行していない）。
- 行政書士等が申請を代理する場合、委任状を添付すること。
- 提出方法は、県庁への持参、郵送のほか、電子申請によることもできる。

<u>土地の埋立て等届</u>	<u>土地の埋立て等届変更届</u>	<u>土地の埋立て等届完了等届</u>
		

- 電子メールで提出する場合、次のメールアドレスへ届出書のデータ（word 又は pdf ファイル）を送信すること。その際、メールの表題には届出書の正式名称（「土地の埋立て等届」等）を含むようにすること。

提出先メールアドレス： haitai3@pref. ibaraki. lg. jp

(3) 届出後の留意点

- 届出に係る事項を変更する場合や、埋立て等を完了する場合等は、別途届出が必要である。
（例）発生元を追加する場合、埋立て等を行う期間を延長する場合……等
- 土地の埋立て等を行う際には、土砂等受入概要書の交付等が必要となる。
- 一時堆積に係る土砂等を搬出する場合、搬出自体については本条例に基づく手続きはないが、搬出先で行う土地の埋立て等については当該搬出先の規制が及ぶので留意すること。

(4) 土砂等受入概要書の交付等について

- 土地の埋立て等届を提出した者は、土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者（掘削工事の元請け事業者 又は登録ストックヤード運営事業者）に対し、土砂等受入概要書（様式第 15 号の 4）を交付すること。
- 埋立て等区域へ土砂等を搬入する者は、土砂等を発生させる者から適合証明書（様式第 15 号の 5）の交付を受け、搬入時には携帯しなければならない。
- 埋立て等を行う者は、条例に違反して適合証明書を携帯していない者による土砂等の搬入を受け入れてはならない。
- ※ 詳細については、別冊「書面の交付・携帯の手引き」を参照すること。

2 届出が不要な土地の埋立て等について

条例第 5 条の 4 各号及び規則第 3 条から第 5 条までの規定により、次の埋立て等は届出制度の適用除外（届出不要）となっている。

なお、碎石や再生碎石等の土砂等に該当しない資材や、袋詰めで販売されている土砂（園芸用土等）のみを使用する場合、次の（1）から（5）までに該当しなくても、本条例に基づく届出等の手続きは不要である。

(1) 場内の切盛りのみで完結する土地の埋立て等（条例第 5 条の 4 第 3 号）

- 場内の切盛りのみで完結する場合のみ届出不要となる。
- 「緑地部分のための客土」や「道路部分の路体造成用の盛土」等、どのような名目であっても、外部から土砂等を搬入する場合には届出が必要である。

(2) 公共事業として行う土地の埋立て等（条例第 5 条の 4 第 4 号、規則第 3 条第 1 項）

- 国や自治体が発注する公共事業や、NEXCO 東日本等規則第 3 条第 1 項に列挙されている者が発注する埋立て等は届出不要である。

規則第 3 条第 1 項

条例第 5 条の 4 第 4 号及び第 6 条第 1 項第 3 号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 東日本高速道路株式会社、日本下水道事業団及び自動車安全運転センター
- (2) 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 10 条第 1 項の規定により認可された土地改良区及び同法第 77 条第 2 項の規定による認可を受けた土地改良区連合
- (3) 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 14 条第 1 項の規定により認可された土地区画整理組合
- (4) 地方住宅供給公社法（昭和 40 年法律第 124 号）に基づき設立された地方住宅供給公社
- (5) 地方道路公社法（昭和 45 年法律第 82 号）に基づき設立された地方道路公社
- (6) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年法律第 66 号）第 10 条第 1 項の規定により設立された土地開発公社
- (7) 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
- (8) 国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人
- (9) 前各号に掲げるもののほか、地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、生活環境の保全に関し、地方公共団体と同等以上の能力を有する者として知事が認めた者

※ 第 9 号の「知事が認めた者」は、規則第 3 条第 2 項に基づく申請をし認定を受けた者に限られる。

- 適用除外となるのは、「埋立て等を行う者（届出者）」が公共団体等の場合のみであり、公共事業から発生する土砂等による埋立て等であっても、当該土地の埋立て等が、国や地方公共団体等が発注する公共事業として行われるものでない限り、届出が必要である。

(例) 公共事業で発生した土砂等により、民間の土地の嵩上げをする場合等→手続きが必要

(3) 特定の他法令の許可等を受けた土地の埋立て等 (条例第5条の4第5号、規則第4条各号)

規則第4条各号に掲げる許可等を受けた埋立て等は届出不要となる。

なお、ここに掲げる以外の許可等を受けても届出不要とはならないので留意すること。

ア 採石法・砂利採取法の認可を受けた採取計画に基づく土地の埋立て等 (規則第4条第1号及び第2号)

適用除外の例	○ 採石法の認可を受けた採取計画に従ってする埋戻し
除外でない例	× 採取計画の認可が失効した後に行う埋戻し
	× 土砂採取条例に基づく土砂採取場の埋戻し

イ 廃棄物の最終処分場で行う土地の埋立て等 (規則第4条第3号)

適用除外の例	○ 最終処分場の覆土
除外でない例	× 最終処分場以外の場所で行う覆土用土砂の仮置き

ウ 土壤汚染対策法の汚染除去等計画に従って行う土地の埋立て等 (規則第4条第4号)

※ 汚染除去等計画によらない、自主的な措置に伴う埋立て等は届出不要とならない。

エ 土壤汚染法の許可を受けた汚染土壌処理施設で行う土地の埋立て等 (規則第4条第4号)

オ 放射性物質汚染対処特措法により定めた除染実施計画に基づく土地の埋立て等 (規則第4条第5号)

カ いわゆる個別指定を受けて行う土地の埋立て等 (規則第4条第6号)

(4) 非常災害のために必要な応急措置として行う土地の埋立て等 (条例第5条の4第6号、規則第5条第1)

既に発生した非常災害の仮復旧や、二次災害防止のために行う応急的な埋立て等が適用除外となるものであり、災害発生前に行う、災害防止のための埋立て等は適用除外とならない。

適用除外の例	○ 地震により陥没した地面を仮復旧するための埋立て
除外でない例	× 既存の盛土の崩落を防止するための押さえ盛土

(5) 運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常管理行為として行う土地の埋立て等 (条例第5条の4第6号、規則第5条第2号)

適用除外の例	○ 駐車場から流出した土砂等を補充するために行う埋立て等
	○ 畑を畑として維持するため、良質土を敷き均す行為
除外でない例	× 畑の土質改良と称して質の悪い土砂で埋立てる行為
	× 田を畑に転換するための埋立て等

※ 届出が不要となるのは、上記(1)から(5)までに該当する場合に限られ、自宅の建設や土砂等の一時堆積等であっても、上記に該当しない場合には届出が必要である。

3 土地の埋立て等届（様式第1号）について

- 土地の埋立て等届は、土地の埋立て等を開始する日の3日前（中2日以上）までに提出すること。
- 記載箇所ごとに、それぞれ次の事項に留意して記載すること。

記載箇所	留意事項
①届出日	○ 土地の埋立て等届を提出した年月日を記載すること。 ○ 届出書を郵送で提出した場合、届出日の記載に関わらず、届出書が県庁へ到達した日（消印日ではなく到達日）に届出があったとみなされるので、郵送により提出する場合は留意すること。
②届出者	○ 本届出書の提出者を記載すること（押印不要）。 ○ 本届出書は、土地の埋立て等を行う者（土地を使用する権原を有する者（埋立て等を伴う工事の発注者・施主）に限る。）が提出することとなる。
③土地の埋立て等の目的	○ 埋立て、盛土、堆積の別を記載するとともに、当該埋立て等を行う目的を簡潔に記載すること。 ○ 埋立て等に用いる土砂等が、汚泥等の廃棄物を中間処理した物（改良土）である場合、その処分を目的とする埋立て等は、廃棄物処理法違反となる可能性があるので留意すること。
④埋立て等区域の位置	○ 埋立て等区域の地番を全て記載すること。または、「代表地番及びほか○○筆」と記載し、別紙で地番の一覧を添付すること。
⑤埋立て等区域の面積	○ 埋立て等区域の実測による面積を記載すること。
⑥埋立て等区域の土地の所有者等	○ 埋立て等区域の土地の所有者等を全て記載すること。 ○ 埋立て等区域の土地の所有者等の欄に記入しきれない場合には「別紙のとおり」と記入し、埋立て等区域の土地の所有者等の一覧表を添付すること。
⑦土地の埋立て等を行う期間	○ 土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入計画などから期間を記載すること。 ○ 農地転用等の他法令の許可に係る場合は当該許可の期間内とすること。
⑧土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者及び土砂等の発生の場所	○ 16 ページの記載例に倣い、土砂等を発生させる者（掘削工事の元請け事業者 <u>又は登録ストックヤード運営事業者</u>）と、土砂等の発生の場所（掘削工事現場等の所在地 <u>又は登録ストックヤードの所在地</u>）を2段に分けて記載すること。 ○ <u>無登録</u>ストックヤードや土砂等の仮置き場（建材店の敷地での仮置きを含む）を経由した土砂等を用いる場合、当該経由地は土砂等の発生元には当たらないので、経由前に元々土砂等を発生させた者及び発生の場所（元の土砂採取場や掘削工事現場等）を記載すること。

⑨土地の埋立て等に用いる土砂等の性質	○ どのような土砂等を埋立て等に用いるかを記載すること。 ○ 具体的には、土砂等の①色、②硬さ、③臭い、④水素イオン濃度指数（pH）、⑤改良土かどうか——などを記載すること。 ○ 硬さについては、コーン指数で記載するほか、「第○種建設発生土」のように記載しても差し支えない。 ○ 県の許可基準に適合する土砂等を使用する場合、「茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第7条第1号に規定されている基準に適合する土砂等」と記載することで、どのような土砂等を用いるのかを明らかにする方法でも差し支えない。
⑩土地の埋立て等に用いる土砂等の数量	○ 土地の埋立て等に必要な土砂等の数量を記載すること。 ○ 数量は、造成計画と現況との差分から導出されるものである。 ○ 一時堆積の場合、最大堆積時の数量を記載すること。
⑪土地の埋立て等の請負人	○ 届出者（埋立て等を伴う工事の発注者・施主）から直接土地の埋立て等に係る工事を請け負った者の氏名及び住所を記載すること。請負人が法人の場合は、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載すること。 ○ 土地の埋立て等を他の者に請け負わせる場合に限り記載し、土地の埋立て等を行おうとする者が自ら施工する場合は、空欄とすること。
⑫土砂等の搬入の請負人	○ 届出者から直接土地の埋立て等に係る土砂等の搬入を請け負った者の氏名及び住所を記載すること。請負人が法人の場合は、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載すること。 ○ 土砂等の搬入を他の者に請け負わせる場合に限り記載し、土地の埋立て等を行おうとする者が自ら搬入する場合は、空欄とすること。

記載例

様式第1号（第2条の2第1項関係）

土地の埋立て等届

① 令和5年6月12日

茨城県知事

殿

住所 茨城県□□市××番地○

② 届出者 氏名 ○○開発（株）

代表取締役 茨城 太郎

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

電話番号 ×××-×××-××××

土地の埋立て等を行うので、茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成15年茨城県条例第67号）第5条の4の規定により、次のとおり届け出ます。

③土地の埋立て等の目的	宅地分譲地造成のための盛土	
埋立て等区域の位置及び面積	④位置 茨城県○○市×× 外○筆	⑤面積（実測） 4,200 m ²
⑥埋立て等区域の土地の所有者等	住所 ○○県××市□□番地 氏名 地権者 太郎 （法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名） 電話番号 ×××-×××-××××	
⑦土地の埋立て等を行う期間	令和5年6月19日 から 令和5年7月28日 まで	
⑧土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者及び土砂等の発生の場所	発生させる者：（株）△△建設 代表取締役 建設 太郎 発 生 の 場 所： □□県××市○丁目 外○筆	
土地の埋立て等に用いる土砂等の性質及び数量	⑨性質 第3種建設発生土以上（黒色、無臭、pH=7程度、改良土でないこと）	⑩数量 9,600 m ³
⑪土地の埋立て等の請負人	住所 ○○県□□市×× 氏名 （有）○○工業 代表取締役 ○○ ○○ （法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）	
⑫土砂等の搬入の請負人	住所 □□県××市○○ 氏名 □□運輸（株） 代表取締役 □□ □□ （法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）	

- 備考 1 埋立て等区域の土地の所有者等の欄に記入しきれない場合には「別紙のとおり」と記入し、埋立て等区域の土地の所有者等の一覧表を添付すること。
- 2 土地の埋立て等の請負人の欄については、土地の埋立て等を他の者に請け負わせる場合に限り記入すること。
- 3 土砂等の搬入の請負人の欄については、土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入を他の者に請け負わせる場合に限り記入すること。

4 土地の埋立て等届変更届（様式第1号の3）について

- 本届出は、土地の埋立て等届の記載事項を変更しようとするときに提出するものである。
- 土地の埋立て等届変更届は、変更する日の3日前（中2日以上）までに提出すること。
- 記載箇所ごとに、それぞれ次の事項に留意して記載すること。

記載箇所	留意事項
①届出日	○ 土地の埋立て等届変更届を提出した年月日を記載すること。 ○ 届出書を郵送で提出した場合、届出日の記載に関わらず、届出書が県庁へ到達した日（消印日ではなく到達日）に届出があったとみなされるので、郵送により提出する場合は留意すること。
②届出者	○ 本届出書の提出者を記載すること（押印不要）。 ○ 本届出書は、土地の埋立て等を行う者（土地を使用する権原を有する者に限る。）が提出することとなる。
③届出をした年月日	○ 土地の埋立て等届（様式第1号）を提出した年月日を記載すること。 ○ 郵送で提出した場合、土地の埋立て等届に記載した届出日を記載すれば差し支えない。
④変更前	○ 変更前後の事項を具体的に記載すること。 ○ 埋立て等区域の面積を拡張して、本条例や市町村が定める同種条例に基づく許可が必要となる場合、本届出書を提出する前に、許可担当者へ相談すること。 ○ 埋立て等に用いる土砂等の発生元が多数に及ぶ場合等、届出書に記載しきれない場合には、「別紙のとおり」と記載し、変更前後の状況を一覧表等で明らかにすること。
⑤変更後	
⑥変更年月日	○ 届出内容のとおり変更する日を記載すること。 ○ 変更届は、変更をする3日前までに提出するものであるため、変更を予定している場合は、その変更日の3日前までに提出すること。

記載例

様式第 1 号の 3（第 5 条の 2 関係）

土地の埋立て等届変更届

① 令和 5 年 7 月 4 日

茨城県知事 殿

住所 茨城県□□市××番地○

② 届出者 氏名 ○○開発（株）

代表取締役 茨城 太郎

（法人にあつては、主たる事務所の所在地，その名称及び代表者の氏名）

電話番号 ×××－×××－××××

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成 15 年茨城県条例第 67 号）第 5 条の 4 の規定による届出をした事項を変更するので，同条例第 5 条の 5 の規定により，次のとおり届け出ます。

③ 届出をした年月日	令和 5 年 6 月 12 日	
変更の内容	④変更前	⑤変更後
	土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者及び土砂等の発生の場所（1 箇所） ○(株)△△建設 代表取締役 建設 太郎 発生場所：□□県××市○丁目外○筆	土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者及び土砂等の発生の場所（2 箇所） ○(株)△△建設 代表取締役 建設 太郎 発生場所：□□県××市○丁目外○筆 ○(株)××工務店 代表取締役 工務 太郎 発生場所：○○県××市□丁目外○筆
⑥変更年月日	令和 5 年 7 月 7 日	

5 土地の埋立て等届完了等届（施行規則様式第1号の4）について

- 土地の埋立て等届完了等届は、完了等した日から10日以内に提出すること（事後提出）。
- 記載箇所ごとに、それぞれ次の事項に留意して記載すること。

記載箇所	留意事項
①届出日	○ 土地の埋立て等届変更届を提出した年月日を記載すること。 ○ 届出書を郵送で提出した場合、届出日の記載に関わらず、届出書が県庁へ到達した日（消印日ではなく到達日）に届出があったとみなされるので、郵送により提出する場合は留意すること。
②届出者	○ 本届出書の提出者を記載すること（押印不要）。 ○ 本届出書は、土地の埋立て等を行う者（土地を使用する権原を有する者に限る。）が提出することとなる。
③届出の種類	○ 該当する項目を丸や四角等で囲うこと。
④届出をした年月日	○ 土地の埋立て等届（様式第1号）を提出した年月日を記載すること。 ○ 郵送で提出した場合、土地の埋立て等届に記載した届出日を記載すれば差し支えない。
⑤計画期間	○ 土地の埋立て等届に記載した「土地の埋立て等を行う期間」を記載すること。 ○ 変更届により期間を変更している場合、変更後の期間を記載すること。
⑥休止期間	○ 休止したとき及び再開したときのみ記載すること。
⑦再開年月日	○ 再開したときのみ記載すること。
⑧完了年月日又は 廃止年月日	○ 完了したとき及び廃止したときのみ記載すること。

記載例

様式第1号の4（第5条の3関係）

土地の埋立て等届完了等届

① 令和5年7月24日

茨城県知事

殿

住所 茨城県□□市××番地○

② 届出者 氏名 ○○開発（株）

代表取締役 茨城 太郎

（法人にあつては、主たる事務所の所在地，その名称及び代表者の氏名）

電話番号 ×××-×××-××××

該当するものを
囲むこと

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成15年茨城県条例第67号）第5条の4の規定による届出をした土地の埋立て等を

完了

廃止

休止

再開

したので，同条例第5条の6の規定により，次のとおり届け出ます。

④ 届出をした年月日	令和5年6月12日
⑤計画期間	令和5年6月19日 から 令和5年7月28日 まで
⑥休止期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
⑦再開年月日	年 月 日
⑧完了年月日又は 廃止年月日	令和5年7月21日

必ず記載すること

「茨城県土砂等による土地の埋立て等に関する事前協議要領」の手続きについて

「茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」に基づく土地の埋立て等の許可申請にあたっては、当該許可申請（変更許可申請を含む。）を行う前に、「茨城県土砂等による土地の埋立て等に関する事前協議要領」に基づく事前協議の手続きが必要である（埋立て等の届出の場合には、事前協議の手続きは必要ない）。

あらかじめ知事に対して事前協議書を提出するとともに、当該土地の埋立て等区域の周辺住民など地元関係者に対して、土地の埋立て等の 生活環境の保全 に関する計画についての説明会を開催し（又は同意を取得し）、その結果について県及び関係市町村長に報告、確認をもらうなど所要の手続きを行うことが必要となる。

1 土地の埋立て等に関する事前協議書（要領様式第1号）の作成要領

- 事前協議書の提出部数は3部とする。協議者の控えが必要な場合は別途用意すること。
- 協議書類は、フラットファイル、ファイルケース等で製本し、添付書類にインデックス等で見出しをつけること。
- 図面等で1つの図面に2つ以上の内容を記載する場合には、図面タイトル等でその旨を明記しておくこと。
- 行政書士等が申請を代理する場合、委任状を添付すること。

（1）事業計画者

土地の埋立て等を行う者（土地の埋立て等許可申請を行う者）を記載すること。また、協議者の実印を押印すること。

（2）土地の埋立て等の目的

埋立て、盛土、堆積の別を記載するとともに、どのような目的で埋立て等を行うのか簡潔に記載すること。

なお、埋立て等に用いる土砂等が、汚泥等の廃棄物を中間処理した物（改良土）である場合、その処分を目的とする埋立て等は、廃棄物処理法違反となる可能性があるので留意すること。

（3）埋立て等区域の位置及び面積

位置については、埋立て等区域の地番を全て記載すること。または、「代表地番及びほか〇〇筆」と記載し、別紙で地番の一覧を記載すること。

面積については、実測による面積を記載すること。

（4）土地の埋立て等を行う期間

土砂等の搬入計画などから土地の埋立て等を行う期間を記載すること。

当該期間は、発生元があり、そこから発生する土砂等の数量によって決定されるものである。（条

例は、土砂処分の枠を設定させる許可ではないので、土地の埋立て等に必要となる土砂等の数量に応じた発生元と発生量を具体的に見込んでおくこと。）

なお、許可申請から許可になるまでの期間も考慮して計画を立てること。

（５）土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者及び発生の場所

土地の埋立て等に用いる土砂等の発生元事業者名及び当該土砂等の発生場所の地番を記載すること。なお、当該土砂等の発生元が複数予定される場合は、別紙で一覧を添付すること。

なお、前（４）の記載事項にも留意のうえ記入すること。

事前協議時点で許可申請に用いる土砂の発生元が確定している場合は、その発生場所等を記載する。しかし、建設発生土の性格に鑑み、許可申請時に使用する土砂が未確定の場合は、事前協議申請書に、「〇〇方面の建設発生土、又は〇〇県内の建設発生土」等を記載しても差し支えない。

その場合、地元調整についてもその条件を説明し了解を得ること。

地元調整と違う発生場所等で許可申請を行う場合は、改めて地元調整を実施する必要がある。

（６）土地の埋立て等に用いる土砂等の数量

予定容量計算書による量を記載すること。各土砂等の発生の場所からの予定量の合計に概ね一致すること。

2 事前協議書（要領様式第 1 号）に添付する関係書類の作成要領

（1）埋立て等区域の位置図

縮尺は 1/25,000～1/10,000 程度とし、道路、地勢等周辺状況が判別できるものとする。

（2）埋立て等区域の付近の見取図

縮尺は 1/2,000 程度で、埋立て等区域の周辺 500 メートルの範囲を含むものとし、住居の立地状況等の周辺状況が判別できるものとする。

（3）埋立て等区域の公図の写し

埋立て等区域及びその隣接地を含むものとし、地番、地目、面積を明示したものとする。また、埋立て等区域は朱書きすること。

なお、謄写した法務局名、作成年月日及び作成者名を記載すること。

（4）埋立て等区域の地権者一覧

少なくとも、地番及び面積を明示すること。

（5）土砂等の発生から処分までのフローシート

様式第 4 号の 2 を用いて作成してかまわない。

（6）埋立て等区域の現況平面図及び現況断面図

縮尺は、埋立て等区域の現況の形状が判別できるもの。

（7）埋立て等区域の計画平面図、計画断面図及び雨水排水計画図

縮尺は、埋立て等の完了後の形状が判別できるもの。

（8）土地の埋立て等に使用する土砂等の予定容量計算書

（9）土砂等の搬入計画及び経路図

土砂等の搬入計画は、様式第 3 号を用いて作成してかまわない。

経路図には、土砂等の発生場所ごとの現場から埋立て等区域までの搬入経路を明記すること。

埋立て等区域周辺の経路については、周辺状況がわかる別図により明記すること。

（10）事業計画者が条例第 7 条第 5 号アからチまでに該当しない者であることを誓約する書面

[52](#) ページの様式により誓約書を作成すること。

（11）関係法令手続報告書（要領様式第 2 号）

埋立て等区域が当該報告書に記載する関係法令の規制区域等に含まれるか否か各関係法令を所掌する機関に十分確認のうえ作成すること。

3 市町村長との住民範囲等についての協議

事前協議書を受け付けた場合、知事から埋立て等区域の所在する市町村長あて、地元調整・土地利用上の整合性・周辺生活環境への配慮に関する意見を照会する。

地元関係者に対する説明又は同意取得については、当該意見書の内容を踏まえて実施すること。また、実施にあたっては市町村の担当課の指示に従うこと。

このことを踏まえ、協議者にあつては、当該市町村の担当課と説明会開催の必要性や開催方法などについてあらかじめ余裕をもって相談し、指導を受けておくようにすること。

なお、市町村の担当課との協議を行わずに説明会開催・同意取得等を行った場合、再度地元調整が必要となる場合があるので、十分に注意すること。

また、地元説明を行った後に埋立て等の区域、搬入路、雨水排水計画、土砂発生元等の計画に変更が生じた場合、地元調整が再度必要になる。

4 土地の埋立て等に係る地元関係者等の調整状況調書（様式第4号）

協議者は、地元関係者に対する説明会を開催した後又は地元関係者の同意を取得した後に、その結果を当該埋立て等区域の所在する市町村担当課に説明するとともに、調整状況調書3部（同意を取得した場合は、当該同意書の写しを添付する。）を提出し、確認を受けること。

確認を受けた調整状況調書3部のうち2部が協議者に返戻されるので、2部とも県に提出すること。

5 事前協議の終了

事前協議の終了については、その旨を県から協議者あて通知する。

条例による土地の埋立て等許可申請は当該通知を受けた後に提出するものである。

なお、市町村から意見書の提出があった日から1年以内に許可申請又は変更許可申請がなされない場合、事前協議書は取り下げられたものとみなすので注意すること。

土地の埋立て等に関する事前協議書の必要書類チェック表

事 項			添付書類
目次	事前協議書類には、インデックス等で見出しをつけること。		有 ・ 無
委任状	事業者以外が申請を代理する場合は、委任状の添付		有 ・ 無
土地の埋立て等に関する事前協議書（要領様式第 1 号）			有 ・ 無
添 付 書 類	(1)	埋立て等区域の位置を示す図面 （S=1/25,000～1/10,000 程度）	有 ・ 無
	(2)	埋立て等区域の付近の見取図 （S=1/2,000 程度の住宅地図等）	有 ・ 無
	(3)	埋立て等区域の公図の写し	有 ・ 無
	(4)	埋立て等区域の地権者一覧	有 ・ 無
	(5)	土砂等の発生から処分までのフローシート	有 ・ 無
	(6)	埋立て等区域の現況平面図	有 ・ 無
		埋立て等区域の現況断面図	有 ・ 無
		埋立て等区域の面積計算書	有 ・ 無
	(7)	埋立て等区域の計画平面図	有 ・ 無
		埋立て等区域の計画断面図	有 ・ 無
		埋立て等区域の雨水排水計画図	有 ・ 無
	(8)	土地の埋立て等に用いる土砂等の予定容量計算書	有 ・ 無
(9)	土砂等の搬入計画及び経路図	有 ・ 無	
(10)	事業計画者が条例第 7 条第 5 号アからツまでに該当しない者であることを誓約する書面	有 ・ 無	
(11)	関係法令手続き報告書（要領様式第 2 号）	有 ・ 無	
(12)	その他知事が必要と認める書類	有 ・ 無	

土地の埋立て等許可申請書等作成要領

1 許可申請書作成上の注意事項

- 提出部数は3部とする。申請者の控えが必要な場合は、別途用意すること。
- 申請書類は、フラットファイル、ファイルケース等で製本し、申請書添付書類にはインデックス等で目次をつけること。
- 図面等で1つの図面に2つ以上の内容を記載する場合には、図面タイトル等にその旨を明記しておくこと。
- 行政書士等が申請を代理する場合、委任状を添付すること。
- 許可書の交付方法は紙交付又は電子交付から選択でき、それぞれ申請手数料が異なる。
申請に際しては、希望する交付方法を申し出ること。
紙交付：紙の許可書に知事印を押印したものを交付する方法（従来から変更なし）
電子交付：電子署名及び電子印影を付した許可書の pdf データを電子メールで交付する方法
- 申請手数料は、以下の金額分の茨城県収入証紙を申請書の貼付欄に貼り付けること。収入証紙は、収入印紙とは異なるので購入にあたっては留意すること。

		新規申請	変更申請
許可書の 交付方法	紙交付	70,000 円	43,000 円
	電子交付	69,830 円	42,830 円

2 土地の埋立て等に用いる土砂等について

- (1) 本条例に基づく許可を受けて行う土地の埋立て等に用いることができる土砂等の性質は、次に掲げる土砂等の、水素イオン濃度指数が4以上9以下のものである。

なお、市町村が定める同種条例に基づく許可を受けて土地の埋立て等を行う場合、本条例の基準と異なることがあるので留意すること。

ア 改良土以外の土砂等（規則第7条第2項第1号）

建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号。以下「省令」という。）別表第1に掲げる第1種建設発生土、第2種建設発生土又は第3種建設発生土に該当する土砂等であって、当該土砂等の性質を改良していないもの

具体的には、建設発生土（改良等をしていないものに限る）、山砂、岩ズリ、浚渫土（海）である。

イ 改良土（規則第7条第2項第2号）

省令別表第1に掲げる第1種建設発生土、第2種建設発生土又は第3種建設発生土に該当する土砂等（これらに準ずる土砂等を含む。）であって、当該土砂等をセメント、石灰その他の物により安定処理した無機性のもの

具体的には、土砂等や汚泥を改良した土砂等である。

改良土を使用する場合であっても、水素イオン濃度指数の基準（4以上9未満）は適用されるので留意すること。

また、改良土を使用する場合、申請書の添付書類のうち発生元証明書及びフローシートの様式が異なるので留意すること。

(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた汚泥や「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」で定められた放射性物質は、条例にいう土砂等には分類されないので、それらによる土地の埋立て等は許可しない。

(3) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生元証明書、土壌調査試料採取報告書及び地質分析結果証明書は、発生場所ごとに必要である。

土砂等の発生場所については、県の担当職員が現地確認を行うので、許可申請をする場合や、土砂の発生場所を変更する許可の申請をする場合は、現地確認の日程等の調整をすること。

(4) スtockヤード等に既に堆積した土砂等による埋立て等については許可しない。土砂等の仮置きが必要な場合、条例の基準に適合した積替え又は保管でない限り認められないので、仮置き前に県の担当職員に相談すること。(登録Stockヤードを除く)

(5) 改良土を使用する場合も、改良土以外の土砂等を使用する場合と同様に、埋立て等の都度、埋立て等に用いる土砂等を審査する必要がある。

そのため、埋立て等に改良土を使用したい場合、30 ページ以降の記載を参考に、製造済みの改良土の堆積状況等を明らかにする図面を添付し、製造済みの改良土について申請の都度土壌調査を行ってその結果を添付して申請すること。

※ 登録Stockヤードの場合は、Stockヤード内の土砂等の堆積状況等を明らかにする図面を添付すること。また、改良土とそれ以外の土砂等で図面を分けられる場合は、分けて提出すること。

また、発生元を認定する制度ではないので、一度許可を受けたことがある改良土の発生元（汚泥中間処理施設や改良土プラント等）であっても、別の埋立て等に改良土を使用する場合や、新たに製造した改良土を使用する場合には、改めて許可を受ける必要があるので留意すること。

3 土地の埋立て等許可申請書（様式第2号）の記載

（1）申請者

- 土地の埋立て等を行う者（土地を使用する権原を有する者に限る。）を記載すること。
- 申請者が法人の場合は、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 申請者の印は実印を押印すること。

（2）土地の埋立て等の目的

埋立て、盛土、堆積の別を記載するとともに、当該埋立て等を行う目的を簡潔に記載すること。

なお、埋立て等に用いる土砂等が、汚泥等の廃棄物を中間処理した物（改良土）である場合、その処分を目的とする埋立て等は、廃棄物処理法違反となる可能性があるので留意すること。

（3）埋立て等区域の位置及び面積

位置については、埋立て等区域の地番を全て記載すること。または、「代表地番及びほか○○筆」と記載し、別紙で地番の一覧を添付すること。

面積については、埋立て等区域の実測による面積を記載すること。

（小数点以下の切り上げ・切り下げ等はせず、面積計算書による面積と合致すること。）

（4）土地の埋立て等を行う期間

土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入計画などから期間を記載すること。ただし、申請者が埋立て等区域内の土地の所有権を有しない場合には、その土地を使用する権原を証する書面を添付し、当該書面に記載された期間の範囲内の期間として記載すること。また、農地転用等の他法令の許可に係る場合は当該許可の期間内とすること。

（5）土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者及び発生の場所

土地の埋立て等に用いる土砂等の発生元事業者（掘削工事の元請け事業者または登録ストックヤード運営事業者）名及び当該土砂等の発生場所の地番を記載すること。なお、当該土砂等の発生元が複数予定される場合は、別紙で一覧を添付すること。

※ 発生元が登録ストックヤードの場合は、ストックヤード運営事業者登録規程第3条第1項の登録を受けたことを証する書類及び土砂等の搬入を記録した書類を提出すること

（6）土地の埋立て等に用いる土砂等の数量

予定容量計算書による量を記載すること。

（削除）

（7）埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全_____に関する計画

「別紙のとおり」と記入し、計画書を添付すること。当該計画書には、施行規則別表第2に対応した区分を設け、それらの対策等について具体的に記載すること。

(8) 土地の埋立て等の請負人

申請者から直接土地の埋立て等に係る工事を請け負った者の氏名及び住所を記載すること。請負人が法人の場合は、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載すること

土地の埋立て等を行おうとする者が自ら施工する場合は、その旨を記載すること。

(9) 施工管理者の氏名及び電話番号

- 施工管理者は、以下のすべてに該当する者を選任すること。
 - ・ 土地の埋立て等を施工する者又はその被用者であること。
 - ・ 土地の埋立て等を施工するために必要な能力を持った者であること。
 - ・ 埋立て等の工事施工中に現場に常駐できること。
- 施工管理者は、複数人選任しても構わない。

(10) 第4面・第5面

該当する者について、氏名、ふりがな、生年月日、性別、本籍、住所等を記載すること。各欄に記載しきれないときは、別紙に記載し、その書面を添付すること。

「役員」の欄に記載する役員は、業務を執行する役員、取締役又はこれらに準ずる者を行い、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められるものを含む。

4 土地の埋立て等許可申請書添付書類（申請書第2面・第3面に記載）の作成

（1）埋立て等区域の位置を示す図面及びその付近の見取図

- ① 位置図：縮尺は1/25,000～1/10,000程度とし、道路、地勢等周辺状況が判別できるものとする
こと。
- ② 見取図：縮尺は1/2,000程度で、埋立て等区域の周辺500メートルの範囲を含むものとし、住居の立地状況等周辺状況が判別できるものとする
こと。
周辺住民等から埋立て等の施工に関し同意書を取得している場合にあっては、当該住民の住居の位置等も見取図に記入すること。

（2）申請者の住民票の写し（申請者が法人の場合、法人の登記事項証明書）及び印鑑登録証明書

- ・ 住民票は、申請者が県外に住所を有する場合のみ添付すること。
- ・ 申請する日前3か月以内に発行されたものを添付すること。

（3）申請者にかかる以下の書類

- ・ 法務局が発行する成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
- ・ 本籍のある市町村の長が発行する破産宣告の通知を受けていないことの証明書（身分証明書）

（4）申請者が条例第7条第4号アからチまでに該当しない者であることを誓約する書面

- ・ 52 ページの参考様式により誓約書を作成すること。

（5）欠格要件に該当しない者であることを証する書類

法定代理人、法人の役員（申請者が法人である場合）、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者、規則第7条第9項で定める使用人について、これらに該当する者がある場合、その者の以下の書類を添付すること。

- ・ 住民票の写し（該当者が県外に住所を有する者である場合）
- ・ 法務局が発行する成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
- ・ 本籍のある市町村の長が発行する身分証明書

※ 規則第7条第10項で定める使用人

申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるもの

- ① 本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）
- ② 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、土地の埋立て等に関する契約を締結する権限を有する者を置くもの

（6）地権者一覧表

- ・ 埋立て等区域及び隣接地の地権者の氏名、地番、地目、面積を明示したものとする
こと。

(7) 埋立て等区域の土地の登記事項証明書及び不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）第 14 条第 1 項に規定する地図又は同条第 4 項に規定する地図に準ずる図面の写し

① 土地の登記事項証明書： 埋立て等区域内の土地について全筆。申請する日前 3 か月以内に発行されたものを添付すること。

② 地 図 又 は 公 図： 埋立て等区域及びその隣接地を含むものとし、地番、地目、面積を明示したものとする。また、埋立て等区域は朱書きすること。なお、謄写した法務局名、作成年月日及び作成者名を記載すること。

※ 登記官の認証文や職印のある証明書を添付すること。

(8) 申請者が埋立て等区域内の土地の所有権を有しない場合にあっては、土地を使用する権原を証する書面

- ・ 土地の賃貸借契約書、土地の売買契約書（売買契約は締結したが、未だ土地の登記事項証明書に登記されていない場合）、土地の所有者が当該土地の埋立て等に同意したことが明らかな同意書等、土地を使用する権原を証する書面を添付すること。
- ・ 埋立て等の同意書については、[53](#) ページに参考様式を掲載しているので適宜利用すること。

(9) 申請者が他の者に土地の埋立て等の施工を請け負わせる場合にあっては、請負契約書の写し

(10) 施工管理者であることを証する書面

- ・ 埋立て等を施工する者と施工管理者の雇用関係を証する書面（健康保険被保険者証、雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し、給料の支払い状況がわかる書類、在職証明書等のいずれか）を添付すること。

(11) 土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入計画書

- ・ 様式第 3 号を用いて作成すること。

(12) 土砂等の発生者が発行する土砂等発生元証明書

- ・ 埋立て等に用いる土砂等が改良土以外の土砂等の場合は様式第 4 号を、埋立て等に用いる土砂等が改良土の場合は様式第 4 号の 2 を用いて作成すること。
- ・ 土砂等を発生させる者とは、掘削工事に伴い土砂等が発生する場合には当該掘削工事の元請け事業者、改良土を使用する場合には当該改良土の製造事業者である。
- ・ 登録ストックヤード運営事業者を経由する場合、登録ストックヤードが発生元となるため、書類の作成に当たっては、36 ページ以降の記載例を参考に作成すること。
- ・ なお、登録ストックヤードで複数の土質改良プラントから改良土を搬入している場合は、土質改良プラントごとに改良の内容及び発生土砂等が無機性であることを明らかにする資料（製造工程表等）等を添付すること。

(13) 土砂等の発生から処分までのフローシート

- ・ 埋立て等に用いる土砂等が改良土以外の土砂等の場合は様式第4号の3を、埋立て等に用いる土砂等が改良土の場合は様式第4号の4を用いて作成すること。
- ・ 下請け業者、運搬業者等が複数になる場合、別紙に全て記載すること。
- ・ 登録ストックヤード運営事業者を経由する場合、登録ストックヤードが発生元となるため、書類の作成に当たっては、38ページ以降の記載例を参考に作成すること。

(14) 土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入経路図

- ・ 土砂等の発生場所ごとの現場から埋立て等区域までの土砂等の搬入経路を明記すること。

(15) 埋立て等区域の現況平面図、現況断面図及び面積計算書

- ・ 図面の縮尺は、埋立て等区域の現況の形状が判別できるものとする。
- ・ 面積計算書は実測に基づくものとし、求積図等を添付すること。
求積方法は合理的な方法であれば差し支えないが、三斜法やCADソフトでの座標面積計算などの計算表を添付するなど、求積の根拠が明らかになるよう作成すること。
- ・ 埋立て等区域の範囲を朱書きするなどして明示すること。

(16) 埋立て等区域の計画平面図、計画断面図及び雨水排水計画図

- ・ 図面の縮尺は、埋立て等の完了後の形状が判別できるものとする。
- ・ 図中に現況線と計画線を両方示す場合、色分けをして凡例を付すなど、それぞれの線の意味が明らかになるように作成すること。
- ・ 埋立て等区域の範囲を朱書きするなどして明示すること。
- ・ 施工に際し、一旦仮造成を行う場合であっても、最終的な造成計画により図面を作成すること。
ただし、仮造成の計画も明らかになるよう、仮造成の計画図も参考に添付すること。
- ・ 雨水排水計画図には、当該雨水排水計画の根拠となった流量計算書等を添付すること。

(17) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所に係る位置を示す図面、現況平面図、計画平面図、現況断面図、計画断面図、面積計算書、及び土量計算書

- ・ 土砂等の発生の場所に係る位置を示す図面については、土砂等発生元の現場案内図(縮尺1/10,000～1/3,000程度)を添付すること。
- ・ 現況及び計画の平断面図については、掘削箇所及びその周辺部の地形が判読できるように作成すること。
- ・ 土量計算書については、埋立て等の用に供する土砂等の発生する量を計算し、計算の根拠が明らかになるよう作成すること。

計算方法は、メッシュ土量計算や断面積に延長を乗じる方法、四角錐台の計算方法等様々な方法があるが、合理的な方法であり、計算の根拠が明らかであれば差し支えない。

- ・ 改良土の場合、製造済みの改良土の堆積状況(改良土の製造場所の場内に堆積されて

いるものに限る）を示す図面及び面積・土量の計算書を添付すること。

なお、許可前に製造場所以外の場所に堆積されている改良土は、許可の基準に適合せず許可できないので留意すること（登録ストックヤードを発生元とする場合を除く）。

(18) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所においてボーリング試験を実施した場合にあっては、土質柱状図

(19) 土地の埋立て等に用いる土砂等の予定容量計算書

埋立て等に必要な土量を計算し、計算の根拠が明らかになるよう作成すること。

計算方法は、メッシュ土量計算や断面積に延長を乗じる方法、四角錐台の計算方法等様々な方法があるが、合理的な方法であり、計算の根拠が明らかであれば差し支えない。

(20) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所において土壌の調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び現場写真並びに試料ごとの土壌調査試料採取報告書及び地質分析結果証明書

- ・ 位置図は採取場所が確認できる平面図とし、現場写真の撮影方向を併せて明記すること。
また、埋立て等に用いる土砂等が発生する範囲を朱書きする等して明記すること。
- ・ 土壌の調査方法は、施行規則第6条第4項に規定する方法によること。
- ・ 土壌調査試料採取報告書は、様式第5号を用いること。
- ・ 地質分析結果証明書は、様式第6号を用いること。
- ・ 土壌調査結果については、申請する日前6か月以内のものを添付すること。
- ・ 土壌調査で採取する検体は、実際に埋立て等に用いる土砂等に係る深度から採取すること。

（例）表土以下50cmまでの土砂を埋立て等に用いる場合→50cmよりも浅い深度で採取する。

- ・ 申請のための土壌調査は、3か月ごとに行う土壌調査と異なり、県職員の立会いは不要である。
- ・ 改良土の場合、製造済みの改良土から土壌の調査の試料を採取し、その結果を添付すること。
- ・ 埋立て等に用いる土砂等の発生の場所が採石法第33条又は砂利採取法第16条の規定による認可を受けた採取計画に係る場所である場合、これらの書類に代えて、当該認可を受けたことを証する書類及び当該土砂等を譲受けたことを証する書類（譲渡証明書）を添付することができる。譲渡証明書については、50 ページの参考様式により作成すること。

(21) 埋立て等区域に係る表土の土壌の調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び現場写真並びに試料ごとの土壌調査試料採取報告書及び地質分析結果証明書

- ・ 位置図は採取場所が確認できる平面図とし、現場写真の撮影方向を併せて明記すること。
また、埋立て等区域を朱書きする等して明記すること。
- ・ 土壌の調査方法は、施行規則第6条第5項に規定する方法によること。
- ・ 土壌調査試料採取報告書は、様式第5号を用いること。
- ・ 地質分析結果証明書は、様式第6号を用いること。

- ・ 土壌調査結果については、申請する日前6か月以内のものを添付すること。
- ・ 申請のための土壌調査は、3か月ごとに行う土壌調査と異なり、県職員の立会いは不要である。

(削除)

(22) 法令等に基づく許認可等を要するものである場合にあっては、土地の埋立て等が法令等に基づく許認可等を受けたことを証する書類

埋立て等の施工にあたり、この条例以外の法令等による許認可等が必要な場合には、当該許認可等の許可書等の写しを添付すること。

なお、埋立て等の許可申請時点で未だ他法令による許認可等を受けていない場合には、当該他法令に基づく許可申請書等の写し（当該許認可期間の受付印が押印されているもの）を添付して申請した上で、他法令による許認可等を受け次第、許可書等の写しを提出すること。

(削除)

(23) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

※ 埋立て等に用いる土砂等を積替え又は保管する場合にあっては、以下の書類を添付すること。なお、当該土砂等が許可前に積替え又は保管の場所又は施設に堆積されたものである場合、許可できないので留意すること。

また、土砂等の積替え又は保管にあたっては、ストックヤードにおいて車両の搬出入を管理する者の配置、土砂等の搬出入の帳簿の作成等が必要となるので、許可要件を十分に確認すること。(登録ストックヤードを除く)

ア その土地の埋立て等に用いる土砂等の積替え又は保管に関する計画書

- ・ 計画書には、施行規則第7条第4項第1号から第5号までの基準に適合する計画を具体的に記載すること。具体的には、以下の事項を記載すること。

- (ア) 土砂等に他の物が混入しないために行う措置の内容
- (イ) 土砂等の飛散又は流出を防止するために行う措置の内容
- (エ) 土砂等発生元からストックヤードに搬出する期間
- (ウ) スtockヤードにおいて積替え又は保管を行う期間
- (エ) 1日あたりの最大搬入台数及び最大搬出台数
- (オ) 車両の搬出入を管理する者の氏名、所属、連絡先
- (カ) 土砂等発生元において土砂等の搬出を管理する者の氏名、所属、連絡先

イ スtockヤードにおいてその土地の埋立て等に用いる土砂等の積替え又は保管を行うことを当該ストックヤードの管理者が承諾したことを証する書類

- ・ スtockヤードの管理者の土地利用権原を証する書類及びストックヤードの管理者の承諾書を添付すること。
- ・ 承諾書には埋立て等に用いる土砂等の発生者及び発生の場所、土量、積替え又は保管を行う期間、土地の埋立て等の場所、埋立て等を行う者の氏名、及び承諾した年月日を記載し、承諾者が自署押印すること。

ウ 土砂等の発生者が作成した土地の埋立て等に用いる土砂等をその発生の場所から土地の埋立て等を行う場所へ直接搬入しないことの理由書

- ・ 理由書は発生元事業者の代表者又は現場責任者が作成し、押印すること。

エ スtockヤードの位置を示す図面、現況平面図及び現況断面図

オ 積替え又は保管に係る土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるストックヤードの平面図及び断面図

カ 法令等に基づく許認可等を要するものである場合にあっては、当該積替え又は保管のための土砂等の堆積が当該法令等に基づく許認可等を受けたものであることを証する書類

記載例（発生元が登録ストックヤードの場合）

様式第4号(第6条第3項第15号関係)

土砂等発生元証明書

茨城県知事 殿

住所又は所在地

土砂等の発生者 事業者名

代表者又は現場責任者の氏名

電話番号

土砂等の発生者には
登録ストックヤード運営事業者
を記載すること

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成15年茨城県条例第67号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定による許可を受けようとする
施工場所から発生するものであること及び廃棄物の処理及び
第2条第1項に規定する廃棄物ではないことを証明します。

また、条例第5条第1項の規定を遵守し、土砂等の発生
等を行う者により適正な土地の埋立て等が行われるよう必要な配
置をします。

登録ストックヤードへの
搬入元が複数にわたる場合は、
別紙にて詳細を記載すること

工 事 名	別紙のとおり（搬入に関する記録簿等を添付）
工 事 施 工 場 所	別紙のとおり（搬入に関する記録簿等を添付） 搬入元である元請業者等を 記載すること。
工 事 発 注 者	別紙のとおり（搬入に関する記録簿等を添付）
工 事 施 工 期 間	記載不要
工事に係る土砂等の発生量	うち処分契約量 m^3
今回の証明に係る土砂等の発生量	m^3 登録ストックヤードへ搬入 される土量を記載すること
発 生 土 砂 等 の 区 分	別紙のとおり（搬入に関する記録簿等を添付）
発 生 土 砂 等 の 運 搬 契 約 者	住所 氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)
発 生 土 砂 等 の 最 終 処 分 事 業 者	住所 氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

備考 1 発生土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)別表第1に掲げる区分を記載すること。

2 スtockヤード運営事業者登録規程(令和5年国土交通省告示第157号)第3条第1項の規定により国土交通大臣の登録を受けたストックヤード運営事業者については、同項の登録

を受けたことを証する書類を添付するとともに、次の各号に従うこと。

- (1) 工事発注者の欄には、土砂等の搬入元の元請建設工事業業者等（建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第20号)第4条第1項に規定する元請建設工事業業者等をいう。)を記載すること。
- (2) 工事施行期間の欄及び工事に係る土砂等の発生量の欄は、記載不要とする。
- (3) 今回の証明に係る土砂等の発生量の欄には、当該ストックヤードへ搬入される土砂等の量を記載すること。
- (4) 発生土砂等の運搬契約者の欄には、当該ストックヤードから本許可申請に係る埋立て等の区域への運搬契約者を記載すること。

記載例（発生元が登録ストックヤードの場合）

様式第4号の2（第6条第3項第15号関係）

改良土発生元証明書

茨城県知事 殿

土砂等の発生者

住所又は所在地

事業者名

代表者又は現場責任者の氏名

電話番号

土砂等の発生者には
登録ストックヤード運営事業者
を記載すること

且

印

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成15年茨城県条例第67号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定による許可を受けようとする土地の埋立て等に用いる土砂等は、次の場所から発生するものであること及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物ではないことを証明します。

また、条例第5条第1項の規定を遵守し、土地の埋立て等を行う者により適正な土地の埋立て等が行われるよう必要な配慮をします。

発生場所（施設）名	土砂等が改良された	
発生場所（施設）所在地	土質改良プラントを記載すること	
発生土砂等の原材料	土砂等 ・ 汚泥 ・ そ	原材料、添加物の種類、改良の内容等、登録ストックヤードで把握していない場合は、搬入元等に確認し、記載すること
添加物（固化材等）の種類	セメント ・ 石灰 ・	
改良の内容	安定処理 ・ その他（	
廃棄物中間処理施設設置等の許可	有（許可年月日： 許可番号	
発生土砂等の搬出期間	記載不要	
発生土砂等の搬出可能量	m ³ （うち搬出契約量 m ³ ）	
今回の証明に係る土砂等の発生量	m ³ 登録ストックヤードへ搬入される土量を記載すること	
発生土砂等の区分	別紙のとおり（搬入に関する記録簿等を添付）	
発生土砂等の運搬契約者	住所氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、	
発生土砂等の埋立て等事業者	住所氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、	

登録ストックヤードから埋立て等の区域へ運搬する業者を記載すること

備考 1 発生土砂等の原材料、添加物（固化材等）の種類、改良の内容の各欄は、該当するものを全てを囲むこと。

なお、その他に該当する場合には、具体的に記載すること。

2 廃棄物中間処理施設設置等の許可の欄には、発生場所（施設）の設置に関し、法、茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例（平成19年茨城県条例第17号）、その他の法令に基づく許可を受けているかどうかを記載すること。

なお、許可を受けている場合には、許可証の写しを添付すること。

3 発生土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1に掲げる区分又はこれらに準ずる旨を記載すること。

- 4 改良の内容及び発生土砂等が無機性であることを明らかにする資料(製造工程表等)を添付すること。
- 5 スtockヤード運営事業者登録規程（令和5年国土交通省告示第157号）第3条第1項の規定により国土交通大臣の登録を受けたStockヤード運営事業者については、同項の登録を受けたことを証する書類を添付するとともに、次の各号に従うこと。
- (1) 発生場所（施設）名の欄及び発生場所（施設）所在地の欄には、当該土砂を改良した土質改良プラントの名称及び所在地を記載すること。
 - (2) 発生土砂等の搬出期間の欄及び発生土砂等の搬出可能量の欄は、記載不要とする。
 - (3) 今回の証明に係る土砂等の発生量の欄には、当該Stockヤードへ搬入される土砂等の量を記載すること。
 - (4) 発生土砂等の運搬契約者の欄には、当該Stockヤードから本許可申請に係る埋立て等の区域への運搬契約書を記載すること。

様式第4号の3（第6条第3項第16号関係）

土砂等の発生から処分までのフローシート

1 工事名及び工事の発注者等

工 事 名			
発 生 場 所			
発 注 者 代 表 者 氏 名 住 所 電 話 番 号			
土砂等の発生 す る 期 間	年 月 日～ 年 月 日	発生量	m ³

工事名及び工事の発注者等には
搬入元を記載すること

2 土砂等の発生者

元 請 業 者 代 表 者 氏 名 住 所 電 話 番 号	
--	--

土砂等の発生者には
登録ストックヤード運営事業者
を記載すること

3 一次下請（土工事）

土 工 事 業 者 代 表 者 氏 名 住 所 電 話 番 号	
--	--

4 下請（運搬）

運 搬 事 業 者 代 表 者 氏 名 住 所 電 話 番 号	
--	--

登録ストックヤードから
埋立て等の区域へ運搬する
業者を記載すること

5 埋立て等を行う事業者

事 業 者 代 表 者 氏 名 住 所 電 話 番 号			
工事施工業者 代 表 者 氏 名 住 所 電 話 番 号			
埋 立 て 等 を 行 う 場 所			
面 積	m ²	予 定 容 量	m ³

備考 1 各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

2 各欄に該当しない運搬事業者及び下請業者についても、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

様式第4号の4（第6条第3項第16号関係）

改良土の発生から利用までのフローシート

1 発生土砂等の原材料の受入状況

受入元事業者名	受入日	受入量 m ³	受け入れた 原材料の区分
別紙のとおり（受入状況の わかる資料を添付）			土砂等・汚泥・その他（ ）
			汚泥・その他（ ）
			汚泥・その他（ ）
			汚泥・その他（ ）
			汚泥・その他（ ）
合 計			

受領書の写し、再生資源利用促進計画
等の土質改良プラントへの原材料の受
入状況のわかる資料を添付すること

2 土砂等の発生状況及び発生者

発生場所（施設）名	
発生場所（施設）所在地	
発 生 者 代 表 者 氏 名 住 所 電 話 番 号	土砂等の発生者には 登録ストックヤード運営事業者 を記載すること
土 砂 等 の 搬 出 期 間	記載不要
	搬出量 m ³

3 運搬者

運 搬 事 業 者 代 表 者 氏 名 住 所 電 話 番 号	登録ストックヤードから 埋立て等の区域へ運搬する 業者を記載すること
--	--

4 埋立て等を行う事業者

事 業 者 代 表 者 氏 名 住 所 電 話 番 号	
工 事 施 工 業 者 代 表 者 氏 名 住 所 電 話 番 号	
埋 立 て 等 を 行 う 場 所	
面 積	m ² 予定容量 m ³

備考 1 各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

2 各欄に該当しない運搬事業者及び下請業者についても、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

3 発生土砂等の原材料の受入状況については、本書に直接記載するか、又は記載事項を網羅した台帳の写し等を添付すること。

4 受け入れた原材料の区分の欄については、該当するものを囲み、その他に該当する場合には、具体的に記載すること。

土地の埋立て等許可申請書の必要書類チェック表

事 項		チェック
目次	申請書類には、インデックス等で見出しをつけること。	
委任状	事業者が申請を委任する場合、委任状	
申請書	土地の埋立て等許可申請書（様式第2号）	
添 付 書 類	(1) 埋立て等区域の位置を示す図面	
	埋立て等区域の付近の見取図	
	(2) 申請者の住民票の写し（申請者が県外の者である場合）	
	申請者の法人の登記事項証明書（申請者が法人の場合）	
	申請者の印鑑登録証明書	
	(3) 申請者が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書	
	申請者の身分証明書	
	(4) 申請者が条例第7条第4号アからチまでに該当しないものであることを誓約する書面	
	(5) <申請者が未成年者である場合>	
	法定代理人の住民票の写し（法定代理人が県外の者である場合）	
	法定代理人が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書	
	法定代理人の身分証明書	
	法定代理人の法人の登記事項証明書（法定代理人が法人の場合）	
	(6) <申請者が法人である場合>	
	役員の住民票の写し（役員が県外の者である場合）	
	役員が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書	
	役員の身分証明書	
	(7) <申請者が法人である場合>	
	100分の5以上の株式を有する株主又は100分の5以上の出資者の住民票の写し（これらの者が県外の者である場合）	
	100分の5以上の株式を有する株主又は100分の5以上の出資者の成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書	
	100分の5以上の株式を有する株主又は100分の5以上の出資者の身分証明書	
	(8) <申請者に規則第7条第9項に規定する使用人がある場合>	
	規則で定める使用人の住民票の写し（使用人が県外の者である場合）	
	規則で定める使用人の成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書	
	規則で定める使用人の身分証明書	
	(9) 地権者一覧表	
	(10) 埋立て等区域の土地の登記事項証明書	
	不動産登記法第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面の写し	
	(11) 申請者が埋立て等区域内の土地の所有権を有しない場合、土地を使用する権原を証する書面	
	(12) 申請者が他の者に土地の埋立て等の施工を請け負わせる場合、請負契約書の写し	
	(13) 施工管理者であることを証する書面	
	(14) 土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入計画（様式第3号）	

(15)	土砂等の発生者が発行する土砂等発生元証明書（様式第4号又は様式第4号の2）	
(16)	土砂等の発生から処分までのフローシート（様式第4号の3又は様式第4号の4）	
(17)	土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入経路図	
(18)	埋立て等区域の現況平面図、現況断面図	
	埋立て等区域の面積計算書	
(19)	埋立て等区域の計画平面図、計画断面図	
	埋立て等区域の雨水排水計画図	
(20)	土地の埋立て等に用いる土砂等の発生場所の位置図	
	土地の埋立て等に用いる土砂等の発生場所の現況平面図、現況断面図	
	土地の埋立て等に用いる土砂等の発生場所の計画平面図、計画断面図	
	土地の埋立て等に用いる土砂等の発生場所の面積計算書	
	土地の埋立て等に用いる土砂等の発生場所の土量計算書	
(21)	土地の埋立て等に用いる土砂等の発生場所においてボーリング試験を実施した場合、土質柱状図	
(22)	土地の埋立て等に用いる土砂等の予定容量計算書	
(23)	土地の埋立て等に用いる土砂等の発生場所の土壌調査試料の採取地点位置図	
	土地の埋立て等に用いる土砂等の発生場所の土壌調査試料の採取の現場写真	
	土壌調査試料採取報告書（様式第5号）	
	地質分析結果証明書（様式第6号）	
(24)	＜土地の埋立て等に用いる土砂等を積替え又は保管する計画である場合 <u>（登録ストックヤードを除く）</u> ＞	
	土砂等の積替え又は保管に関する計画書	
	ストックヤードの管理者が土砂等の積替え又は保管を行うことを承諾したことを証する書類	
	土砂等の発生者が作成した土地の埋立て等に用いる土砂等をその発生の場所から土地の埋立て等を行う場所まで直接搬入しないことの理由書	
	ストックヤードの位置図、現況平面図、現況断面図	
	ストックヤードにおいて保管に係る土砂等の堆積が最大となった場合の平面図及び断面図	
	積替え又は保管のための土砂等の堆積が法令等に基づく許認可等を受けたものであることを証する書類	
(25)	埋立て等区域の表土の土壌調査試料の採取地点位置図	
	埋立て等区域の表土の土壌調査試料の採取の現場写真	
	土壌調査試料採取報告書（様式第5号）	
	地質分析結果証明書（様式第6号）	
<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	
<u>（26）</u>	土地の埋立て等が法令等に基づく許認可等を要する行為を受けたことを証する書類	
	（書類名： ）	
	（書類名： ）	
	（書類名： ）	
<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	
<u>（27）</u>	その他（ ）	

土地の埋立て等の変更許可、届出、報告等

- 提出部数は3部とする。届出者の控えが必要な場合、別途用意すること。

1 変更の許可の申請

条例第6条第2項第2号又は第4号から第10号までに掲げる事項を変更しようとするときは、土地の埋立て等変更許可申請書（様式第7号）を提出し、許可を受けること。（施行規則第8条第2項に定める軽微な変更を除く。）

埋立て等区域の面積の拡大、計画高さの変更、請負業者の変更、搬入路の変更等で、地元関係者への説明や同意の範囲を超えてしまう場合、再度の事前協議が必要となるので、期限の満了する日の3～4か月程度前から余裕をもって手続を始めること。

変更許可申請書には、条例第6条第3項に掲げる書類のうち、変更に係る事項に関するものを添付することとし、「土地の埋立て等許可申請書作成要領の2」に従って作成したものとすること。

※ 土砂等の発生場所の変更について

埋立て等に用いる土砂等の発生場所を変更する許可申請があった場合、県の担当職員が埋立て等に用いる土砂の発生元の現地に立ち入り、発生する土砂等の確認及び現場責任者から工事内容等の聞き取りを行う。土砂等の発生場所の変更をしようとするときは、速やかに連絡の上、日程等の調整を行うこと。現地確認には申請者も立ち合うこと。

※ 埋立て等の期間の延長について

許可の期間内に埋立て等が完了せず、引き続き埋立て等を行いたい場合、期間変更の許可を受ける必要があるが、変更許可申請は元の許可の期限が切れる前に行う必要がある。

また、土地の埋立て等の期間の延長の場合、農地転用許可等の関係法令の許認可等の期間を超える延長は認められない。このため、埋立て等の期間の延長にあたっては、関係法令の許認可等の期間延長の手続を並行して進めること。

※ 土砂等の積替え又は保管に関する計画の変更について

土砂等の発生場所から直接土地の埋立て等の場所に搬入する計画を積替え又は保管する計画とする場合、また土砂等を積替え又は保管する場所を変更する場合は、変更許可が必要となるので留意すること。

※ 欠格要件の審査について

期間の延長申請（当初許可後、3年を経過したもの）の際は、欠格要件の審査を行うので、「土地の埋立て等許可申請書作成要領の4（2）～（5）」の書類を併せて提出すること。

2 軽微な変更の届出

施行規則第8条第2項又は第3項に定める軽微な変更をしたときは、その日から30日以内に、土地の埋立て等変更届（様式第8号）を提出すること。

変更届には、下表のとおり、変更にかかる事項に関するものを添付すること。

変更事項	添付書類
申請者の住所又は氏名	・住民票の写し（申請者が県外に住所を有するものである場合に限る。）
法人の主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名	・法人の登記事項証明書
土地の埋立て等を行う期間の短縮	・変更理由書 ・施工計画書
埋立て等に用いる土砂等の数量の減少	・変更理由書 ・土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入計画（様式第3号） ・平面図、断面図、土量計算書
土地の埋立て等の請負人の氏名又は名称及び住所（請負人の変更を伴わない場合に限る。）並びに法人にあっては、その代表者の氏名（代表者の変更を伴わない場合に限る。）	・変更事項が確認できる書類
施工管理者の住所又は氏名	・施工者と施工管理者の雇用関係を証する書面（健康保険被保険者証、雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し、給料の支払いを確認できる書類、在職証明書等のいずれか）
法定代理人、株主又は出資者、規則で定める使用人	・住民票の写し（該当者が県外に住所を有するものである場合に限る。） ・法務局が発行する成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 ・本籍のある市町村が発行する身分証明書

3 着手の届出等

(1) 着手届

許可に係る土地の埋立て等に着手した日から 10 日以内に、土地の埋立て等着手届（様式第 9 号）を提出すること。

(2) 完了届

許可に係る土地の埋立て等を完了した日から 10 日以内に、土地の埋立て等完了届（様式第 10 号）を提出すること。また、完了届には、完了した埋立て等区域の構造を示す平面図及び断面図、及び搬入土量の計算書を添付すること。

(3) 廃止（休止）届

許可に係る土地の埋立て等を廃した日又は休止した日から 10 日以内に、土地の埋立て等廃止（休止）届（様式第 11 号）を提出すること。

廃止届を提出する場合は、廃止後の埋立て等区域の構造を示す平面図及び断面図、及び搬入土量の計算書を添付すること。

休止届は土地の埋立て等を 2 月以上休止する場合に提出することとし、必要に応じ、土砂等の飛散、流出を防止するための必要な措置に関する図面を添付すること。

(4) 再開届

休止した許可に係る土地の埋立て等を再開した日から 10 日以内に、土地の埋立て等再開届（様式第 12 号）を提出すること。

4 地位の承継の届出

条例第 11 条第 1 項の規定による土地の埋め立て等の許可を受けた者の地位承継に際しては、地元関係者等の同意取得・説明会開催が必要となる場合があるので、地位承継がある場合は、速やかに県に連絡し、指導を受けること。

その後、県の指導に従い、承継した日から 30 日以内に土地の埋立て等地位承継届（様式第 13 号）を提出すること。また、地位承継届には、以下の書類を添付すること。

（1）許可を受けた者の地位を承継した事実を証する書類

ア 相続があった場合

- ・ 死亡した者の戸籍謄本
- ・ 遺産分割協議書等、承継者が許可を受けた者の地位を承継したことがわかる書面
- ・ 地位を承継した者の住民票の写し（地位を承継した者が県外に住所を有するものである場合に限る）及び印鑑証明書
- ・ 承継者に対する地権者の同意書等、土地を利用する権原を証する書面
- ・ 関係法令（農地法、都市計画法等）の許可等を承継している事実を証する書面

イ 合併又は分割があった場合

- ・ 承継者の法人の登記事項証明書及び印鑑証明書
- ・ 被承継者の株主総会議事録及び分割計画書の写し（新設分割の場合）
会社分割契約書の写し（吸収分割の場合）
合併契約書の写し（合併の場合）
- ・ 承継者に対する地権者の同意書等、土地を利用する権原を証する書面
- ・ 関係法令（農地法、都市計画法等）の許可等を承継している事実を証する書面

（2）欠格要件に該当しないことの誓約書

（3）以下の者の住民票の写し（以下の者が県外に住所を有する者である場合）、法務局が発行する成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書、本籍を有する市町村が発行する身分証明書

- ・ 許可を受けた者の地位を承継した者
- ・ 法定代理人
 - ※ 法定代理人が法人の場合は法人の登記事項証明書並びに役員の住民票の写し（県外に住所を有する者である場合）及び法務局が発行する成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書、本籍を有する市町村が発行する身分証明書
- ・ 株主又は出資者
 - ※ 株主又は出資者が法人の場合は法人の登記事項証明書
- ・ 規則で定める使用人

（4）許可の条件を理解し、条例を遵守する旨の誓約書

5 標識の掲示

土地の埋立て等に係る許可を受けた者は、標識（施行規則第 14 号）を、当該埋立て等区域内の見やすい場所に掲示すること。

許可内容に変更が生じた場合は、変更後の内容に書き直すこと。

土砂等の発生場所については、現在搬入中の土砂等の発生元について記載すること。

予定数量については、搬入中の土砂等の予定量、及び全体の予定容量を記載すること。

6 帳簿への記載

土地の埋立て等に係る許可を受けた者は、当該埋立て等の施工期間中毎日、施工管理台帳（施行規則第 15 号）を記載しなければならない。

施工管理台帳は、土砂発生元ごとに記載すること。

7 埋立て等に用いた土砂等の数量等の定期報告

土地の埋立て等に係る許可を受けた者は、当該埋立て等に着手した日から当該埋立て等を完了又は廃止するまでの間、3 か月ごとに当該期間内に埋立て等に用いた土砂等の数量等を知事に報告すること。

なお、期間内に土砂等の搬入がなかった場合であっても提出すること。

定期報告は、土地の埋立て等状況報告書（様式第 15 号の 3）に以下の書類を添付すること。

- ・ 報告に係る期間内に記載した施工管理台帳の写し
- ・ 報告に係る期間の末日における埋立て等区域の構造に関する図面

8 土壌の調査及び報告

土地の埋立て等に係る許可を受けた者は、当該埋立て等に着手した日から当該埋立て等を完了又は廃止するまでの間、3 か月ごとに土壌の調査を行い、その結果を知事に報告すること。

調査は、埋立て等を行った面積 3,000 m²ごとに 1 箇所ずつ実施すること。

土壌の調査の方法は、施行規則第 6 条第 4 項に規定する方法によること。

なお、土壌の調査に用いる試料の採取に際しては、県の担当職員が立会いを行うこととなるので、当該採取の日程等について前もって県の担当職員と調整すること。

土壌調査の結果の報告については、以下の書類を提出すること。

- ・ 土壌調査結果報告書（様式第 15 号の 2）
- ・ 採取地点位置図
- ・ 写真
- ・ 試料ごとの土壌調査試料採取報告書（様式第 5 号）
- ・ 試料ごとの地質分析結果証明書（様式第 6 号）

9 土地の埋立て等の完了等の確認

土地の埋立て等の完了・廃止・休止の届出があったときは、県の担当職員が許可に適合した埋立て等であるかどうか事業者立会いのうえ現地確認を行うこととなるので、確認の日程等を県の担当職員と調整すること。

10 書類の備付け及び閲覧

土地の埋立て等に係る許可を受けた者は、当該許可申請書の写し、施行規則第15号による施工管理台帳その他施行規則で定める書類を、当該許可を受けた日から、埋立て等区域内又は最寄りの事務所・事業所に備え置くこと。

また、生活環境の保全_____上利害関係を持つ埋立て等区域の周辺住民等から求められたときは、それらの書類を閲覧させること。

11 土砂等受入概要書の交付等

土地の埋立て等に係る許可を受けた者は、土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者（掘削工事の元請け事業者）に対し、土砂等受入概要書（様式第15号の4）を交付すること。

また、埋立て等区域へ土砂等を搬入する者は、土砂等を発生させる者から適合証明書（様式第15号の5）の交付を受け、搬入時には携帯しなければならない。

埋立て等を行う者は、条例に違反して適合証明書を携帯していない者による土砂等の搬入を受け入れないこと。

なお、詳細については、別冊「書面の交付・携帯の手引き」を参照すること。

12 土地の所有者等に対する通知

土地の埋立て等に係る許可を受けた者は、許可を受け又は届け出をした際には、遅滞なく、埋立て等区域の土地の所有者等（当該土地の所有者等が当該許可を受けた者である場合を除く。）に対し通知する義務がある。

該当条項	場合	方法
第9条の2第1項	土地の埋立て等の許可を受けたとき	当該許可に係る第6条第2項各号に掲げる事項及び当該許可に係る条件(第8条の規定により条件を付されたときに限る。)を、書面で通知する。
第9条の2第2項	変更許可を受けたとき	
第9条の2第3項	変更届を提出したとき	提出した届出書の写しを送付する。
	着手届を提出したとき	
	完了届を提出したとき	
	廃止（休止）届を提出したとき	
	再開届を提出したとき	

※ 土地の所有者等とは、土地の所有者その他土地を使用する権原を有する者をいう。

13 土地の所有者等の義務等

(1) 義務

土地の所有者等は、本条例の許可に係る土地の埋立て等に同意をした場合、次の義務を負う。

○ 定期的な施工状況の確認義務

土地の埋立て等が行われている間は、毎月1回以上、当該施工に係る埋立て等区域において、次の事項について確認しなければならない。

- ・ 当該施工状況が、同意に当たって確認した内容に相違していないこと
- ・ 土砂等の 飛散若しくは流出 のおそれがないこと

※ 土地の埋立て等の施工状況の確認をする土地の所有者等は、自ら当該施工状況を確認することが困難な事情があるときは、他の者に確認させることにより行うことができる。

ただし、確認により土地の適正な管理を推進する規定の趣旨に鑑み、土地の埋立て等を行う者に確認させることは望ましくない。

○ 違反を知ったときの通報義務

施工状況を確認した結果、許可の内容と明らかに異なる土地の埋立て等が行われていることを知ったときは、次の対応をしなければならない。

- ・ 直ちに、土地の埋立て等を行う者に対し、当該土地の埋立て等の中止又は原状回復その他必要な措置を講ずることを求める。
- ・ 速やかに、知事に対し、違反があった旨を報告する。

(2) 勧告及び命令

土地の埋立て等が、許可をした計画に適合していない場合や、生活環境の保全 のため緊急の必要がある場合、土地の埋立て等を行う者に対し、土砂等の除去その他必要な措置を執るべきことを命ずることがある。

しかし、許可を受けた者が命令に従わない場合であって、土地の所有者等が 13(1) に記載の義務を怠った場合、当該土地の所有者等に対し、同様の措置を講ずるよう勧告することがある。

また、勧告に従わないときは、当該土地の所有者等に対し、同様の措置を講ずるよう命令することがある。

土砂等譲渡証明書

年 月 日

殿

譲渡元事業者

住 所
事業者名
代表者
電話番号

印

が茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例に基づき許可を受けた土地の埋立て等に用いる土砂等については、下記のとおり、採石法第 33 条又は砂利採取法第 16 条の規定による認可を受けた採取計画に基づき採取されたものあることに相違ありません。

記

認可採取場所在地	
採取計画認可番号	
認可期間	
認可採取量	m ³
譲渡の相手方	所 在 地 事業者名 代 表 者
埋立て等区域の位置	
売渡し又は譲渡しの土量	m ³
売渡し又は譲渡しの期間	年 月 日 ～ 年 月 日

誓 約 書

年 月 日

茨城県知事

殿

申請者

住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

印

申請者は、下記茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第7条第5号アからツまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

記

- ア 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として規則で定めるもの
- イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- エ 廃棄物処理法、浄化槽法(昭和58年法律第43号)、この条例若しくは茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例(平成19年茨城県条例第17号。以下「廃棄物適正化条例」という。)その他生活環境の保全を目的とする法令若しくは条例で規則で定めるもの若しくはこれらの法令若しくは条例に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- オ 廃棄物処理法第7条の4第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第14条の3の2第1項(第4号に係る部分を除き、廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人であるとき(廃棄物処理法第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号(廃棄物処理法第14条の6において準用する場合を含む。))に該当することにより許可が取り消されたときを除く。))は、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。))であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。))
- カ 廃棄物処理法第7条の4第1項若しくは第14条の3の2第1項(廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。))又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に廃棄物処理法第7条の2第3項(廃棄物処理法第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。))キにおいて同じ。))の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。))の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。))で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- キ カに規定する期間内に廃棄物処理法第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、カの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。))の役員若しくは規則で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。))の規則で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ク 第17条第1項(第1号エに係る部分を除く。))又は廃棄物適正化条例第18条第1項若しくは第2項の規定により許可(廃棄物適正化条例第2条第2項第2号に掲げる特定小型焼却施設に係るものを除く。))ケにおいて同じ。))を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人であるとき(第17条第1項第1号ウに該当することにより許可が取り消されたときを除く。))は、当該取消しの処分に係る茨城県行政手続条例(平

成7年茨城県条例第5号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)
ケ 第17条第1項又は廃棄物適正化条例第18条第1項若しくは第2項の規定による許可の取消しの処分に係る茨城県行政手続条例第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第10条第1項第3号又は廃棄物適正化条例第14条第3項の規定による廃止の届出(廃棄物適正化条例第2条第2項第2号に掲げる特定小型焼却施設に係るものを除く。コにおいて同じ。)をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの
コ ケに規定する期間内に第10条第1項第3号又は廃棄物適正化条例第14条第3項の規定による廃止の届出があった場合において、ケの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは規則で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)の規則で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
サ 第17条第1項又は第18条第2項の規定により土地の埋立て等の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者(当該命令を受けた者が法人であるときは、当該命令の日当該法人の役員であった者を含む。)
シ 第18条第1項又は第2項の規定による命令(同項の規定による土地の埋立て等の停止の命令を除く。)を受け、その命令に係る措置が完了していない者(当該命令を受けた者が法人であるときは、当該命令の日当該法人の役員であった者を含む。)
ス 土地の埋立て等に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
セ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第3条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)
ソ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人であるときは、その役員を含む。)がアからセまでのいずれかに該当するもの
タ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにアからセまでのいずれかに該当する者のあるもの
チ 個人で規則で定める使用人のうちにアからセまでのいずれかに該当する者のあるもの
ツ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

年 月 日

土地の埋立て等に係る土地使用同意書

殿

住所
土地の所有者等 氏名

㊦

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

私は、_____が、私の所有する次の土地において、土地の埋立て等を行うことに同意します。

土地の所在地及び地番	地目	登記簿上の地積 (㎡)

なお、同意に先立ち、下記 1 の留意事項を確認するとともに、下記 2 の説明事項について、上記の土地の埋立て等の許可申請をしようとする者(説明者: _____氏)から、年 月 日に説明を受け、その内容を理解しました。

記

1 留意事項

(1) 土地の埋立て等に同意をした土地の所有者等は、次のことをしなければなりません。

① 土地の埋立て等が行われている間は、毎月 1 回以上、当該施工に係る埋立て等区域において、次の事項について確認してください。

- ・ 当該施工状況が、同意に当たって確認した内容に相違していないこと
- ・ 土砂等の _____ 飛散若しくは流出による生活環境の保全上の支障の発生又はそのおそれがないこと

② 施工状況を確認した結果、許可の内容と明らかに異なる土地の埋立て等が行われていることを知ったときは、次の対応をしてください。

- ・ 直ちに、土地の埋立て等を行う者に対し、当該土地の埋立て等の中止又は原状回復その他必要な措置を講ずることを求める。
- ・ 速やかに、知事に対し、違反があった旨を報告する。

(2) 土地の埋立て等が、許可をした計画に適合していない場合や、生活環境の保全 _____ のため緊急の必要がある場合であって、土地の所有者等が(1)の義務を怠った場合、当該土地の所有者等に対し、土砂等の除去その他必要な措置を執るよう勧告することがあります。

また、勧告に従わないときは、当該土地の所有者等に対し、同様の措置を講ずるよう命令することがあります。

(3) 土地の所有者等が(2)の命令に違反した場合、6 か月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処されることがあります。

2 説明事項

土地の埋立て等の目的		
埋立て等区域の位置及び面積	位置	面積（実測） m ²
土地の埋立て等を行う期間	許可日から 月（年）間	
土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者及び発生の場所		
土地の埋立て等に用いる土砂等の数量	m ³	
土地の埋立て等の請負人	住所 氏名	
施工管理者の氏名及び電話番号	氏名 電話番号	

3 茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成 15 年茨城県条例第 67 号）（抜粋）

（土地の埋立て等を行う土地の所有者等の同意）
 第 5 条の 3 何人も、土地の埋立て等を行おうとする土地の所有者等の同意を得ずに、土地の埋立て等を行ってはならない。

（土地の埋立て等の許可）
 第 6 条第 1 項 土地の埋立て等を行おうとする者は、知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる土地の埋立て等については、この限りでない。（第 1 号から第 5 号まで 略）

（土地の適正な管理）
 第 18 条の 2 略

2 土地の所有者等は、法令に違反する土地の埋立て等の用に供されることを知って、その所有し、又は使用する権原を有する土地を使用させてはならない。

3 土地の所有者等は、法令に違反する土地の埋立て等が行われ、又は行われるおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を知事その他の関係機関に通報しなければならない。

（土地の埋立て等に係る土地の所有者等の義務）
 第 18 条の 3 第 6 条第 1 項又は第 9 条第 1 項の許可を受けた土地の埋立て等につき、第 5 条の 3 の同意をした土地の所有者等は、当該土地の埋立て等が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該土地の埋立て等の施工状況を確認しなければならない。

2 前項の土地の所有者等は、同項の確認の結果、第 6 条第 1 項又は第 9 条第 1 項の許可の内容と明らかに異なる土地の埋立て等が行われていることを知ったときは、直ちに当該土地の埋立て等を行う者に対し、当該土地の埋立て等の中止又は原状回復その他必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

（土地の埋立て等に係る土地の所有者等への勧告及び命令）
 第 18 条の 4 知事は、第 18 条第 2 項の規定により当該土地の埋立て等に係る土砂等の除去その他必要な措置を命じた場合において、当該命令を受けた者がその命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないときは、当該命令に係る土地の埋立て等を行う土地の所有者等であって次の各号のいずれかに該当するものに対し、当該土地の埋立て等に係る土砂等の除去その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

（1）前条第 1 項の確認を怠った者（当該確認を行うべき時期において、第 6 条第 1 項又は第 9 条第 1 項の許可の内容と明らかに異なる土地の埋立て等が行われていた場合に限り。）

（2）前条第 2 項の報告を怠った者

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた土地の所有者等が当該勧告に従わないときは、その者に対し、当該土地の埋立て等に係る土砂等の除去その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

（罰則）
 第 23 条第 2 項 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

（2）第 18 条の 4 第 2 項又は第 18 条の 9 第 1 項若しくは第 2 項の規定による命令に違反した者